

尾張旭市

第3期障がい者計画・障がい福祉計画

平成 24~26 年度

～誰もがいきいきと暮らす福祉の街をめざして～

ともに生きよう！安心して暮らせる共生のまち“尾張旭”



平成 24 年 3 月

尾 張 旭 市

はじめに

尾張旭市では、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりの推進をめざし、平成11年に「尾張旭市障害者計画（第1期）」を策定しました。その後、障害者自立支援法の施行など各種制度の改正に伴い、平成19年には「尾張旭市障害福祉計画（第1期）」を、平成21年には両計画を一体とした「尾張旭市障害者計画・障害福祉計画（第2期）」を策定し、変化する環境や制度に対応した障がい者福祉施策の充実に努めてまいりました。

現在、国においては、平成21年12月に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」のもと、障がい者制度改革のあり方についての検討が進められているところです。今後、障がい者福祉施策は大きな転換期を迎えることとなります。本市におきましては、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる尾張旭市をめざし、「～誰もがいきいきと暮らす福祉の街をめざして～ ともに生きよう！安心して暮らせる共生のまち“尾張旭”」の基本理念のもと、着実に各種施策を推進してまいります。計画の推進につきましては、皆さまとともに力を合わせて取り組みたいと考えておりますので、今後ともより一層のご協力をお願いいたします。

終わりに、「尾張旭市第3期障がい者計画・障がい福祉計画」の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントにご協力をいただいた市民の皆さん、貴重なご意見をいただいた尾張旭市第3期障害者計画・障害福祉計画策定会議の構成員の皆さん、並びに、ご協力をいただきました関係者の皆さんに対し心から感謝申し上げます。

平成24年 3月

尾張旭市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の期間および対象	4
3 上位計画・他計画との関連	4
4 障害者制度の改革について	5

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

1 統計からみる障がいのある人を取り巻く状況	8
2 アンケートからみる障がいのある人の状況	20
3 ヒアリングからみる障がいのある人の状況	25
4 数値目標の進捗状況	26

第3章 基本理念および基本目標

1 基本理念	32
2 基本目標	33
3 施策の体系	34

第4章 障がい者計画

1 安心して暮らしていくために	36
1－1 啓発・情報提供	36
1－2 生活支援と権利擁護	39
1－3 防災ネットワークの構築	42
1－4 各種福祉サービス等の利用促進	45
2 誰もが外出しやすいまちづくり	46
2－1 移動の支援	46
2－2 バリアフリー化の推進	49
3 すべての市民がライフステージに応じた役割を担っていくために	52
3－1 障がい児保育の充実	52
3－2 障がい児教育の充実	54

3-3 就労支援と雇用促進.....	57
3-4 スポーツ・レクリエーションの推進.....	59
4 障がいの特性に合わせた健康づくり	61
4-1 障がいの早期発見・早期療育と重度化の予防.....	61
4-2 保健・医療機関との連携.....	65

第5章 障がい福祉計画

1 障がい者数の推計.....	70
2 障がい福祉計画における数値目標.....	72
3 障害福祉サービス.....	75
4 地域生活支援事業.....	86
5 その他のサービス（児童福祉法に基づくサービス）	91

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制.....	94
2 障害福祉サービスの円滑な提供のための推進体制	95

資料編

1 策定の経過.....	98
2 策定会議.....	99
3 用語解説.....	101

「障がい」の表記について

本市では、「害」という漢字のマイナスのイメージを考慮し、障がい者の人権をより尊重するという観点から「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記を行うこととしています。

表記の基準について

- 「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と一部ひらがな表記とします。
- 国または愛知県等の法律・政令・条例や市の条例等に規定または使用されている用語・制度・事業の名称および予算書等の文書については、そのまま漢字表記とします。

本計画書の記述もこれらの基準に基づいています。

第1章 計画の基本的な考え方



1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

わが国においては、平成14年に「障害者基本計画」が策定され、その後、平成15年の支援費制度導入や、平成18年の障害者自立支援法の施行など様々な制度の改正がありました。

こうしたなか、平成19年には「障害者基本計画」に基づく諸施策の着実な推進を図るため、「重点施策実施5か年計画（後期計画）」が策定されました。その後、障害者自立支援法の利用者負担（応益負担）の問題などから、平成21年には、新たな制度改革をめざす障がい者制度改革推進本部が内閣に設置され、障害者権利条約※の締結のために必要な国内法の整備等、障がいのある人に係る各種制度に関する検討が進められています。

このなかで、まず平成23年8月に「障害者基本法の一部を改正する法律」が施行されました。

愛知県においては、平成13年に「21世紀あいち福祉ビジョン」が策定され、障がいのある人の自立と社会参加の支援を目的に、施策の総合的・計画的な推進が図られてきました。その後、障害者自立支援法の制定を受け、平成19年には「第1期愛知県障害福祉計画」が、平成21年には「第2期愛知県障害福祉計画」が策定されました。平成23年には『ともに支え合う安心・健やかで幸せなあいち～「あいち健幸社会」の実現』を基本理念として掲げた「あいち健康福祉ビジョン」が策定されています。

本市では、平成11年に、市としての障がい者福祉の方向性を定めた「尾張旭市障害者計画（平成11年～20年度：第1期）」を策定しました。その後、平成18年の障害者自立支援法の施行を受け、平成19年3月に、障害福祉サービスの事業量や提供体制等を定めた「尾張旭市障害福祉計画（平成18年～20年度：第1期）」を策定しました。さらに、平成21年3月には「尾張旭市障害者計画（第1期）」と「尾張旭市障害福祉計画（第1期）」それぞれの期間終了に伴い、「障害者計画」と「障害福祉計画」を一体的に整理した「尾張旭市障害者計画・障害福祉計画（平成21年～23年度：第2期）」を策定し、変化する環境や制度等に対応しつつ様々な事業の推進に努めてきました。

障がいのある人を取り巻く制度や環境は、今後も大きく変化していくこととなります。本市においても国、県等の動向を踏まえつつ、障がいのある人が安心して暮らせるとともに社会参加できる環境を整備していく必要があります。

* 障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

2006年（平成18年）12月に国連総会で採択されました。雇用、教育、保健・医療、法的権利行使等のあらゆる面における格差をなくすため、国連加盟国に対し、市民的・政治的権利、教育を受ける権利、保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど障がい者保護への取り組みを求めていました。日本は2007年（平成19年）9月に署名しましたが、まだ批准に至っていません。

(2) 計画策定の趣旨

本計画は、尾張旭市における障がい者施策の計画的な推進を図るため、平成21年3月に策定した「尾張旭市障害者計画・障害福祉計画（第2期）」の見直しを行い、障がいのある人やその家族のニーズ、必要な国等の動向を踏まえて策定するものです。

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、また、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置づけます。

■市町村障害者計画の法律上の根拠

〔障害者基本法〕

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■市町村障害福祉計画の法律上の根拠

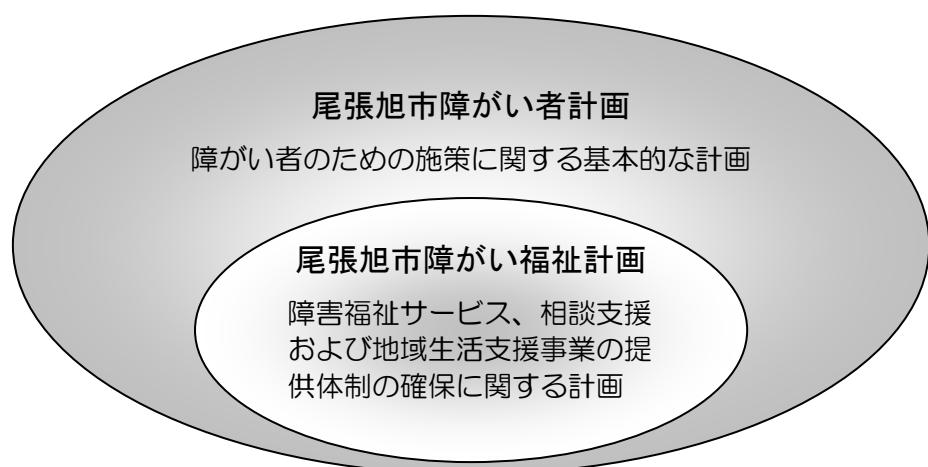
〔障害者自立支援法〕

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3) 障がい者計画と障がい福祉計画との関係

障がい者計画は「障害者基本法」に基づいた「障がい者のための施策に関する基本的な計画」であり、障がい福祉計画は「障害者自立支援法」に基づいた「障害福祉サービス、相談支援および地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」です。

本市の障がい者施策は「尾張旭市障がい者計画」において障がい者施策全般の方向性を決め、「尾張旭市障がい福祉計画」においてサービスの拡充と提供における具体的な方策を示します。



2 計画の期間および対象

本計画の計画期間は、平成 24 年度から平成 26 年度までの3年間とします。

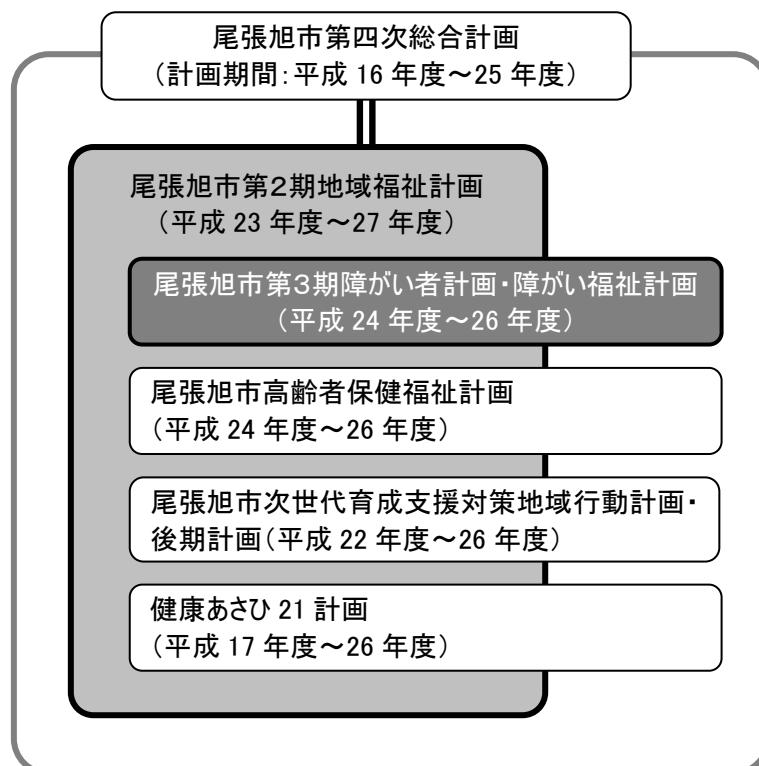
ただし、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。

	平成	21	22	23	24	25	26	年度
尾張旭市 障がい者計画 障がい福祉計画			第 2 期			第 3 期（本計画）		

本計画は、障がいの有無にかかわらず、すべての市民、事業所、行政、各種団体等を対象としています。

3 上位計画・他計画との関連

本計画は「尾張旭市第四次総合計画」を上位計画として、関連する「尾張旭市高齢者保健福祉計画」、「尾張旭市次世代育成支援対策地域行動計画」、「健康あさひ21計画」といった、本市における保健、福祉等に関連する他の計画との整合を保ちながら策定するものです。



4 障害者制度の改革について

障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革を行い、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成21年12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。

この「障がい者制度改革推進本部」のもとで、障がいのある人の参画による「障がい者制度改革推進会議」が開催され、制度改革について検討が行われています。平成22年6月には、推進会議の第一次意見書を受け、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定されています。

推進会議では、平成22年12月に障害者基本法の改正について取りまとめた第二次意見書を策定し、それを受け平成23年8月の「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行に至っています。

■障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）【概要】（平成22年6月29日閣議決定）

1 基礎的な課題における改革の方向性

（1）地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

- ・障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開
- ・虐待のない社会づくり

（2）障害のとらえ方と諸定義の明確化

- ・障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

2 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

（1）障害者基本法の改正と改革の推進体制

- ・障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加・改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置
- ・改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け等→第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す

（2）障害を理由とする差別の禁止に関する法律※の制定等

- ・障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築
→第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す
これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるよう検討

（3）「障害者総合福祉法」（仮称）の制定

- ・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築
→第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行を目指す

* 障害者差別禁止法（障害を理由とする差別の禁止に関する法律）

障がいのある人への差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とする法律で、平成25年の成立をめざし議論がされています。

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

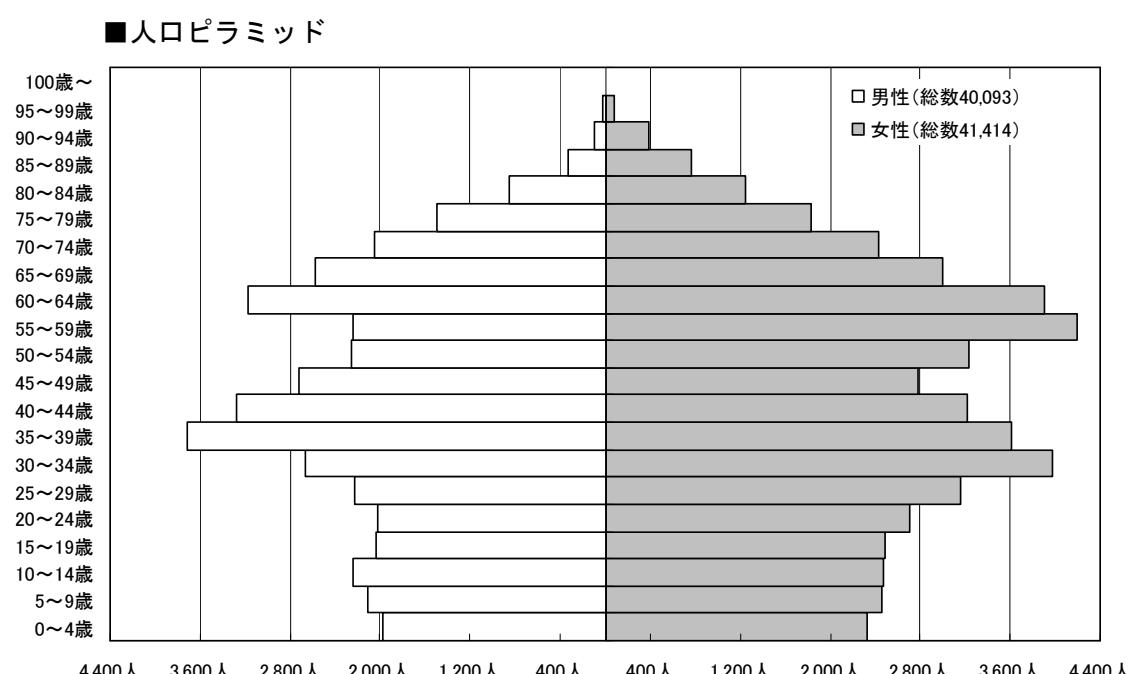
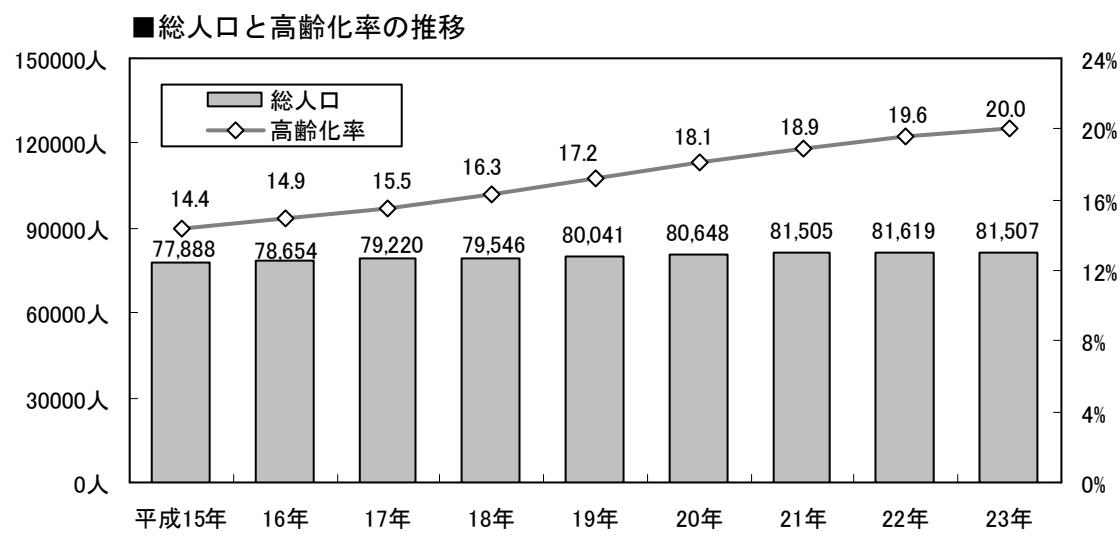


1 統計からみる障がいのある人を取り巻く状況

(1) 人口の推移

①総人口の推移

本市の総人口は継続して増加していましたが、平成23年には減少しました。総人口に占める高齢者の割合を示す高齢化率は平成23年で20.0%となっています。高齢化率は国や愛知県と比較して低く推移しているものの、継続して上昇していることから、加齢によって生じる障がいなどの防止対策が必要となることが考えられます。

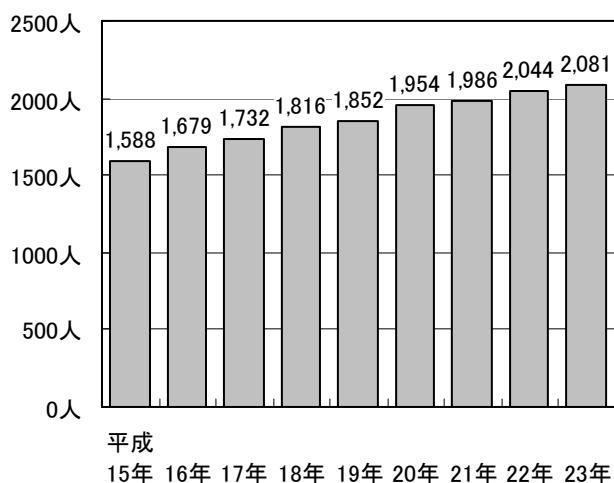


(2) 障がい者数の推移

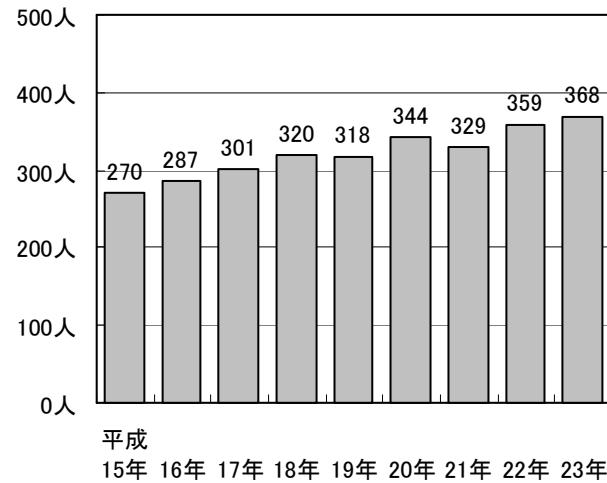
①障がい者数の推移

本市では、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、いずれの手帳所持者数も継続して増加しています。ここ9年間で、身体障がい者手帳所持者数、療育手帳所持者数ともに約1.3倍の増加を示しています。また、特に精神障がいのある人の増加率は高く、精神障がい者保健福祉手帳所持者は2.9倍、自立支援医療（精神通院医療）受給者数は2.2倍の増加となっています。

■身体障がい者手帳所持者数の推移

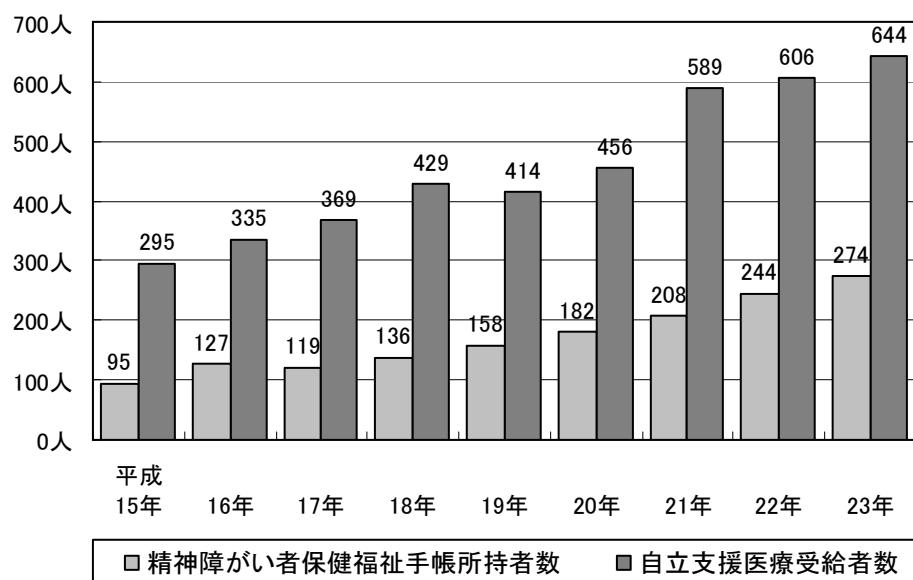


■療育手帳所持者数の推移



資料：尾張旭市福祉課（各年4月1日現在）

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



資料：尾張旭市福祉課（各年4月1日現在）

※精神障がい者保健福祉手帳所持者と自立支援医療（精神通院医療）受給者は重複している場合がある。

■障がい別障がい者数と人口比の推移

	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年
総人口	77,888	78,654	79,220	79,546	80,041	80,648	81,505	81,619	81,507
身体(人)	1,588	1,679	1,732	1,816	1,852	1,954	1,986	2,044	2,081
人口比 (%)	2.04	2.13	2.19	2.28	2.31	2.42	2.44	2.50	2.55
知的(人)	270	287	301	320	318	344	329	359	368
人口比 (%)	0.35	0.36	0.38	0.40	0.40	0.43	0.40	0.44	0.45
精神(人)	95	127	119	136	158	182	208	244	274
人口比 (%)	0.12	0.16	0.15	0.17	0.20	0.23	0.26	0.30	0.34

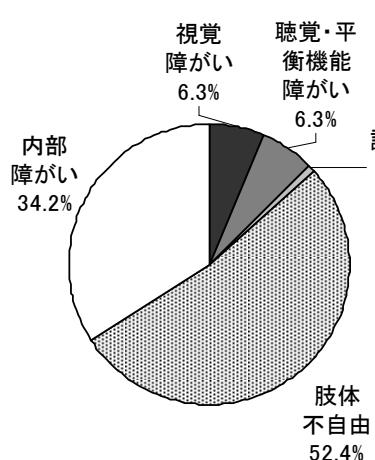
資料：尾張旭市福祉課（各年4月1日現在）

※表中の「身体」は身体障がい者手帳所持者数、「知的」は療育手帳所持者数、「精神」は精神障がい者保健福祉手帳所持者数を指す。

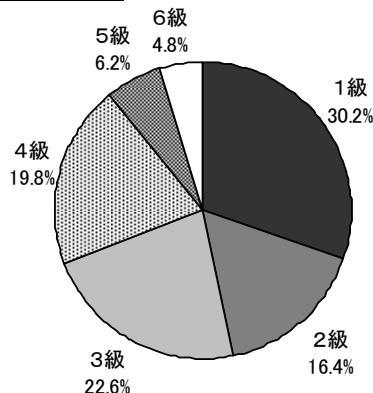
②障がいの種別・等級の状況

平成23年4月現在の身体障がい者手帳所持者数の種別内訳をみると、「肢体不自由」が約半数を占めて最も多く、次いで「内部障がい」が多くなっています。また、各手帳所持者の等級では、身体障がいの等級で「1級」「2級」といった重度の割合が合わせて半数近くとなっており、知的障がいでは「重度（A判定）」が最も多くなっています。また、精神障がいでは「2級」が最も多くなっています。

■身体障がいの種別

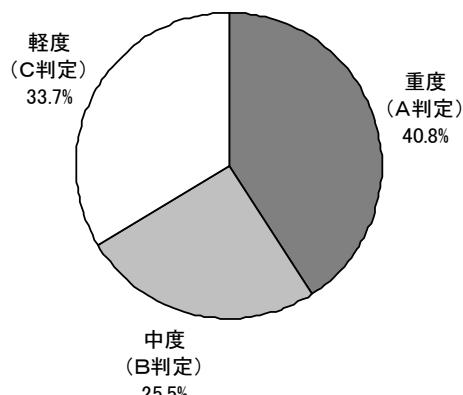


■身体障がいの等級



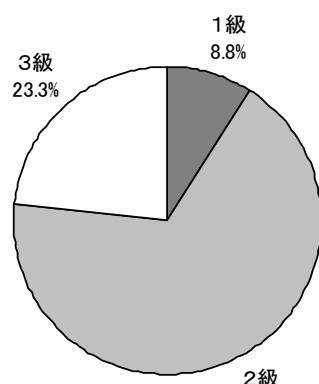
■知的障がいの等級

療育手帳所持者数：368



■精神障がいの等級

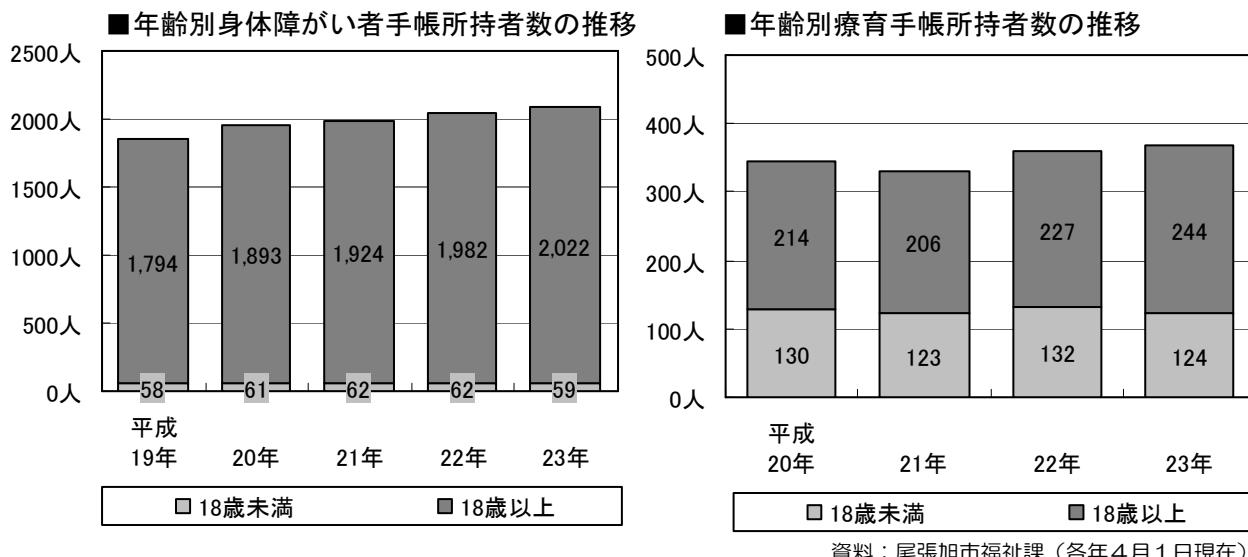
精神障がい者保健福祉手帳所持者数：274



資料：尾張旭市福祉課（平成23年4月1日現在）

③障がいのある人の年齢区分

各手帳所持者数を年齢別にみると、身体障がい、知的障がいとともに 18 歳未満では横ばいの傾向となっており、身体障がいでは 18 歳以上で増加しています。



資料：尾張旭市福祉課（各年4月1日現在）

④特別支援学校※（養護学校）、特別支援学級※通級者数の推移

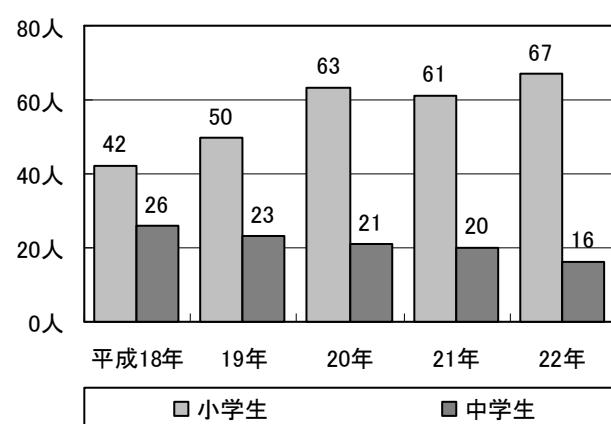
本市の特別支援学校在籍児童生徒数は平成 23 年 5 月 1 日現在、小学部、中学部ともに 13 人ずつとなっており、いずれも市外の特別支援学校に通学しています。一方、地域の小学校における特別支援学級に通級する児童生徒数は増加しており、身近なところで通級する児童生徒が増加していることがうかがえます。

■特別支援学校（養護学校）在籍児童生徒数

	人数
小学部	13
春日台養護	9
小牧養護	0
瀬戸養護	4
中学部	13
春日台養護	8
小牧養護	1
瀬戸養護	4

資料：尾張旭市学校教育課（平成 23 年 5 月 1 日現在）

■特別支援学級に通級する児童生徒数の推移



資料：尾張旭市学校教育課（各年5月1日現在）

* 特別支援学校

障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校のことです。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。

* 特別支援学級

小学校や中学校に、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級のことです。

(3) 発達障がい、難病等の状況

①発達障がい者の状況

発達障がいは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされています。

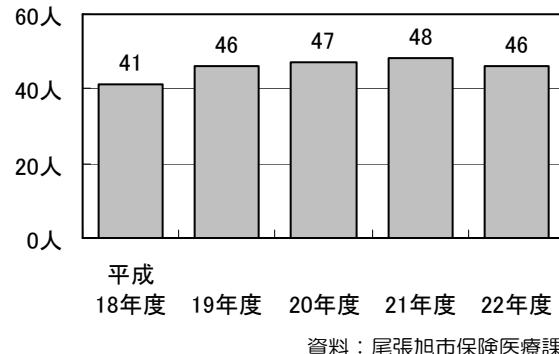
発達障がい者の正確な人数の把握は困難ですが、本市の学齢期の発達障がいを疑われる者の人数は以下のようになっており、自閉症の人への医療費の助成件数も微増しています。

■発達障がいの児童生徒数

	確定	疑い
小学生	73	61
中学生	20	13

資料：尾張旭市学校教育課（平成22年5月1日現在）

■医療費の助成対象者数（自閉症分）

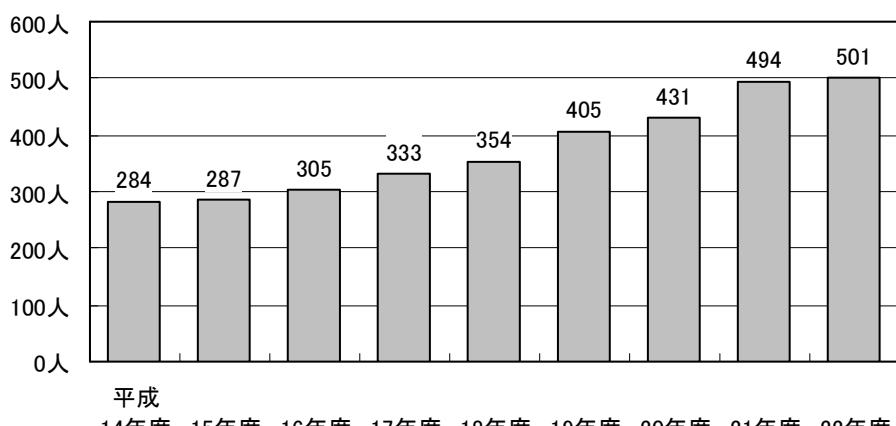


資料：尾張旭市保険医療課

②難病患者の状況

原因不明で、治療方法が確立していない疾病は難病※と言われます。その中でも、治療がきわめて困難であり、医療費が高額となる56疾患（特定疾患）については、医療費の助成を行っています。本市の特定疾患認定患者数は継続して増加傾向にあり、その背景には対象となる疾患の追加や制度の周知等の影響があると考えられます。

■特定疾患認定患者数



資料：瀬戸保健所（各年度末現在）

※ 難病

- (1) 原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病。
(2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病。

(4) 障害福祉サービスの状況

①市内事業所数の状況

尾張旭市内の障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供事業所数は、以下のようになっています。平成23年10月現在、1事業所が旧体系に基づく施設となっています。

■障害福祉サービス別事業所数の状況

障害福祉サービスの種類	か所数	障害福祉サービスの種類	か所数
居宅介護	10	生活介護	2
重度訪問介護	10	自立訓練（機能訓練）	0
行動援護	1	自立訓練（生活訓練）	0
重度障害者等包括支援	0	就労移行支援	3
児童デイサービス	3	就労継続支援（A型）	0
短期入所	0	就労継続支援（B型）	3
		療養介護	0
		施設入所支援	0
		グループホーム・ケアホーム	1
		相談支援	2

■地域生活支援事業別事業所数の状況

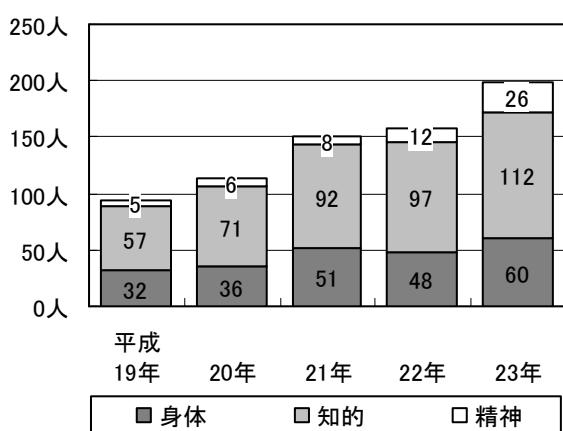
地域支援事業の種類	か所数	旧体系に基づく施設の種類	か所数
地域活動支援センター	1	小規模作業所	1
日中一時支援	5		
移動支援	6		

資料：尾張旭市福祉課（平成23年10月1日現在）

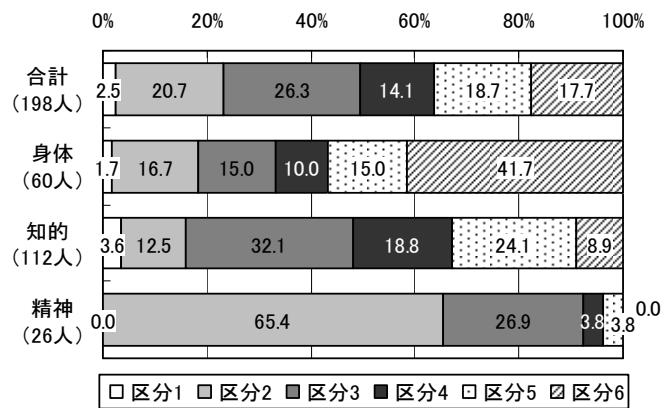
②障害程度区分認定の状況

障害程度区分は、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の心身の状態を総合的に示すものとして導入されています。障害程度区分の認定は6段階となっています。支給決定者数は近年増加傾向にあり、障害程度区分では、身体障がいのある人で区分6、知的障がいのある人で区分3、精神障がいのある人で区分2が多くなっています。

■支給決定者数の推移



■障がい別の障害程度区分



資料：尾張旭市福祉課（平成23年4月1日現在）

③障害福祉サービスの見込と実績の比較

第2期計画における障害福祉サービスの見込と実績の比較では、訪問系サービスで「居宅介護」がほぼ見込どおりの実績となっていますが、「行動援護」では見込を大きく下回っています。

■訪問系サービス（各年度1月あたり平均。「か所数」は尾張旭市内の事業所数）

サービス種別	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度 見込
		見込	実績	達成度	見込	実績	達成度	
訪問系サービス合計	時間	1,531.0	1,301.0	85.0%	1,647.0	1,666.0	101.2%	1,790.0
	人	59	52	88.1%	64	60	93.8%	69
	か所	7	11	157.1%	7	11	157.1%	7
居宅介護	時間	1,457.0	1,277.0	87.6%	1,562.0	1,632.0	104.5%	1,697.0
	人	51	49	96.1%	55	56	101.8%	59
	か所	7	10	142.9%	7	10	142.9%	7
重度訪問介護	時間	0.0	0.0	—	0.0	13.0	—	0.0
	人	0	0	—	0	1	—	0
	か所	7	10	142.9%	7	10	142.9%	7
行動援護	時間	75.0	24.0	32.0%	85.0	21.0	24.7%	93.0
	人	8	3	37.5%	9	3	33.3%	10
	か所	0	1	—	0	1	—	0
重度障害者等包括支援	時間	0.0	0.0	—	0.0	0.0	—	0.0
	人	0	0	—	0	0	—	0
	か所	0	0	—	0	0	—	0

日中活動系サービスでは「生活介護」がほぼ見込どおりの実績となっていますが、「児童デイサービス」では見込を大きく上回っています。また、就労系のサービスは平成22年度でいずれも見込を上回っており、利用実績が増加しています。

■日中活動系サービス（各年度1月あたり平均。「か所数」は尾張旭市内の事業所数）

サービス種別	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度 見込
		見込	実績	達成度	見込	実績	達成度	
生活介護	人日	789	811	102.8%	1,218	975	80.0%	1,580
	人	38	42	110.5%	49	49	100.0%	66
	か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2
自立訓練（機能訓練）	人日	0	0	—	0	0	—	0
	人	0	0	—	0	0	—	0
	か所	0	0	—	0	0	—	0
自立訓練（生活訓練）	人日	0	0	—	0	0	—	0
	人	0	0	—	0	0	—	0
	か所	0	0	—	0	0	—	0

サービス種別	単位	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度 見込
		見込	実績	達成度	見込	実績	達成度	
就労移行支援	人日	399	377	94.5%	431	516	119.7%	455
	人	19	19	100.0%	21	25	119.0%	22
	か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2
就労継続支援 (A型)	人日	22	0	0.0%	22	44	200.0%	22
	人	1	0	0.0%	1	2	200.0%	1
	か所	0	0	—	0	0	—	0
就労継続支援 (B型)	人日	486	431	88.7%	504	519	103.0%	705
	人	23	24	104.3%	24	30	125.0%	37
	か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2
児童 デイサービス	人日	38	33	86.8%	42	77	183.3%	47
	人	10	7	70.0%	11	10	90.9%	12
	か所	1	3	300.0%	1	3	300.0%	1
短期入所	人日	87	53	60.9%	94	62	66.0%	101
	人	15	13	86.7%	16	14	87.5%	17
	か所	0	0	—	0	0	—	0
療養介護	人	0	0	—	0	0	—	0
	か所	0	0	—	0	0	—	0
参考 旧体系サービス 施設支援	人日	921	1,103	119.8%	708	927	130.9%	120
	人	44	51	115.9%	34	41	120.6%	6
	か所	0	0	—	0	0	—	0
参考 旧入所系サービ ス分	人日	451	560	124.2%	308	426	138.3%	101
	人	20	19	95.0%	14	15	107.1%	5
	か所	0	0	—	0	0	—	0
参考 旧通所系サービ ス分	人日	470	543	115.5%	400	501	125.3%	19
	人	24	31	129.2%	20	26	130.0%	1
	か所	0	0	—	0	0	—	0

居住系サービスでは「共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）」は平成 21 年度、22 年度と利用実績が横ばいとなっています。「施設入所支援」では見込を下回っています。

■居住系サービス（各年度 1 月あたり平均。「か所数」は尾張旭市内の事業所数）

サービス種別	単位	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度 見込
		見込	実績	達成度	見込	実績	達成度	
共同生活援助 (グループホーム)	人	9	11	122.2%	12	11	91.7%	14
	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1
施設入所支援	人	14	13	92.9%	20	15	75.0%	29
	か所	0	0	—	0	0	—	0
参考 旧体系サービス 施設入所	人	20	19	95.0%	14	15	107.1%	5
	か所	0	0	—	0	0	—	0

福祉サービス利用計画作成の利用実績は平成 21 年度で 0 件、平成 22 年度で 1 件となっています。

■相談支援（各年度 1 月あたり平均。「か所数」は尾張旭市内の事業所数）

サービス種別	単位	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度 見込
		見込	実績	達成度	見込	実績	達成度	
相談支援 (福祉サービス利 用計画作成)	人	3	0	0.0%	4	1	25.0%	5
	か所	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2

④地域生活支援事業の見込と実績の比較

地域生活支援事業の見込と実績は以下のようになっています。

■相談支援事業

サービス種別	単位	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度 見込
		見込	実績	達成度	見込	実績	達成度	
一般相談支援事業	か所 実施の有無	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2
障害者地域自立支援連携会議		有	有	—	有	有	—	有
市町村相談支援機能強化事業		有	有	—	有	有	—	有
住宅入居等支援事業		無	無	—	無	無	—	無
成年後見制度利用支援事業		有	有	—	有	有	—	有

■コミュニケーション支援事業

サービス種別	単位	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度 見込
		見込	実績	達成度	見込	実績	達成度	
手話通訳者派遣事業	人/年	8	8	100.0%	8	8	100.0%	8
要約筆記者派遣事業	人/年	2	2	100.0%	2	1	50.0%	2
手話通訳者設置事業	人	0	0	—	0	0	—	1

■日常生活用具給付事業

サービス種別	単位	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度 見込
		見込	実績	達成度	見込	実績	達成度	
介護・訓練支援用具	件/年	6	8	133.3%	7	8	114.3%	8
自立生活支援用具		43	19	44.2%	47	16	34.0%	51
在宅療養等支援用具		11	14	127.3%	12	14	116.7%	13
情報・意思疎通支援用具		20	9	45.0%	22	7	31.8%	24
排泄管理支援用具		968	808	83.5%	1,040	998	96.0%	1,118
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		9	0	0.0%	10	4	40.0%	11

■移動支援事業（各年度 1 月あたり平均）

サービス種別	単位	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度 見込
		見込	実績	達成度	見込	実績	達成度	
移動支援事業	時間	882.0	875.3	99.2%	959.0	1,043.0	108.8%	1,043.0
	人	47	50	106.4%	51	63	123.5%	55

■地域活動支援センター（各年度1月あたり平均。「か所数」は尾張旭市内の事業所数）

サービス種別	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度
		見込	実績	達成度	見込	実績	達成度	見込
地域活動支援センター（市内）	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	2
	人	16	13	81.3%	18	13	72.2%	20
地域活動支援センター（市外）	か所	4	7	175.0%	4	7	175.0%	4
	人	5	5	100.0%	5	7	140.0%	5

■訪問入浴サービス事業

サービス種別	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度
		見込	実績	達成度	見込	実績	達成度	見込
訪問入浴サービス事業	人/年	4	6	150.0%	4	8	200.0%	4

■日中一時支援事業（各年度1月あたり平均）

サービス種別	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度
		見込	実績	達成度	見込	実績	達成度	見込
日中一時支援事業	人日	580	536	92.4%	625	608	97.3%	675
	人	81	78	96.3%	87	85	97.7%	94

■社会参加促進事業

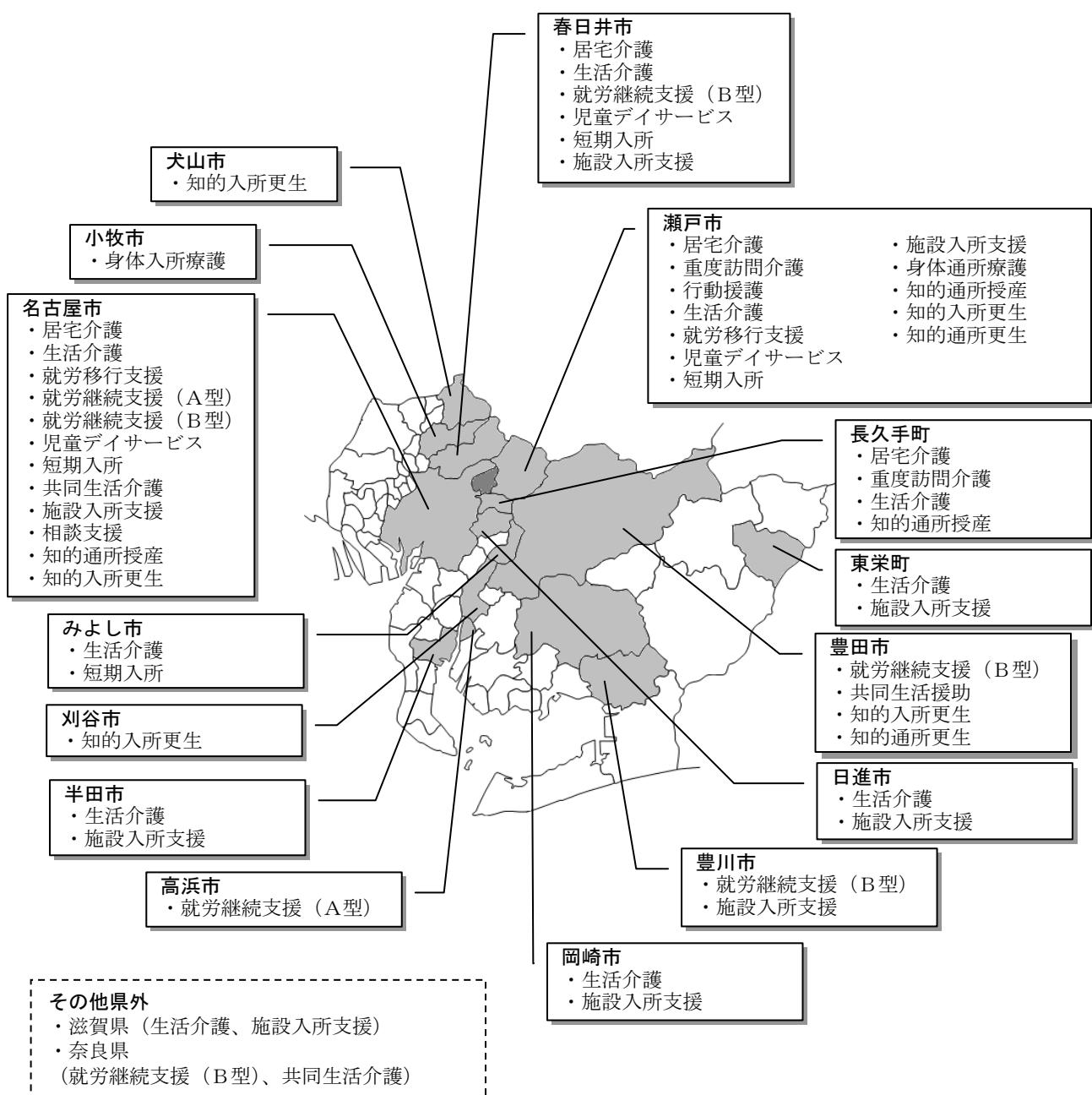
サービス種別	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度
		見込	実績	達成度	見込	実績	達成度	見込
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	講座数/年	7	8	114.3%	7	8	114.3%	7
	受講者数/年	350	260	74.3%	350	233	66.6%	350
点字・声の広報等発行事業	種類数/年	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3
	発行回数/年	32	32	100.0%	32	32	100.0%	32
奉仕員養成研修事業	講座数/年	3	3	100.0%	3	3	100.0%	3
	受講者数/年	30	33	110.0%	30	24	80.0%	30
自動車改造助成事業	件/年	4	1	25.0%	4	4	100.0%	4
自動車運転免許取得助成事業	件/年	2	1	50.0%	2	0	0.0%	2

⑤尾張旭市の障がいのある人が利用しているサービス事業所の分布

尾張旭市以外にある障害福祉サービスを利用している方多くいます。平成 22 年度に利用のあった、尾張旭市外のサービス提供事業所は以下のようになっています。

居宅系サービスや日中活動系サービスでは尾張旭市内や瀬戸市、名古屋市、春日井市、長久手町などの近隣市町の事業所を利用している人が多く、施設系サービス、居住系サービスでは県内の様々な市町での利用がみられます。

■尾張旭市以外の市町で利用のあったサービス（平成 22 年度）



2 アンケートからみる障がいのある人の状況

(1) アンケート調査の概要

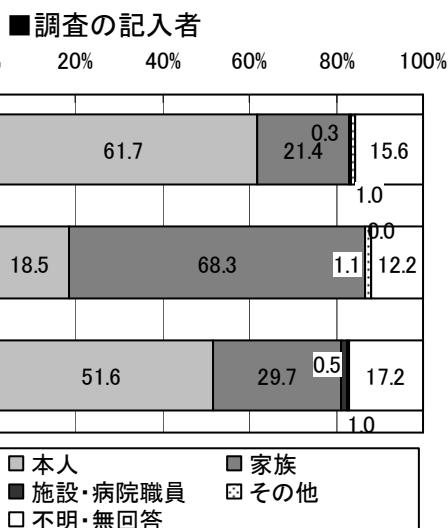
①実施概要

「尾張旭市第3期障がい者計画・障がい福祉計画」策定の基礎資料とするため、平成22年12月に、尾張旭市在住の障がい者手帳をお持ちの方を対象にアンケート調査を実施しました。

■回収状況

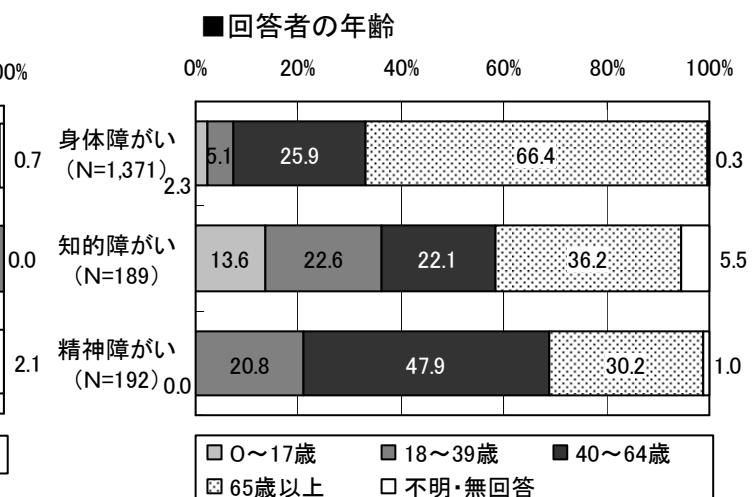
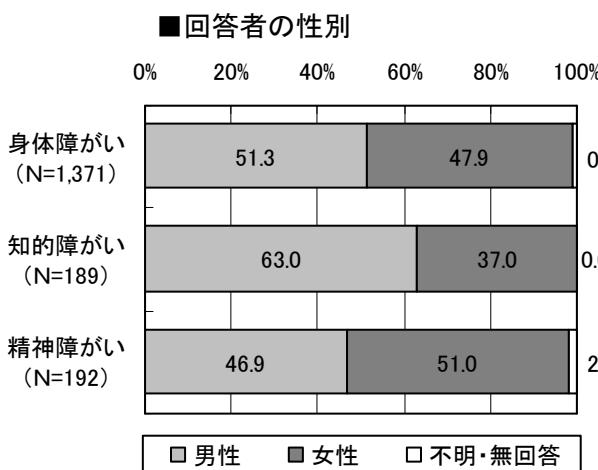
	配布数	回収数	回収率
障がい者手帳所持者	2,583	1,647	63.8%

②調査回答者の属性



アンケート調査の記入は、身体障がいのある人、精神障がいのある人は半数以上が「本人」によるものとなっていますが、知的障がいのある人は「家族」によるものが多くなっています。

回答者の性別、年齢は障がいの種類別に以下のようになっています。



(2) アンケート結果のまとめ

① 支援の必要な日常生活動作

支援の必要な日常生活動作についてたずねたところ、身体障がいのある人では「外出するとき」で、知的障がい、精神障がいのある人では「日常の暮らしに必要な事務手続きなど」で『支援が必要』とする割合が最も高くなっています。知的障がい、精神障がいがある人では「生活費などのお金の管理」も上位5項目内に入っており、権利擁護事業などの必要性が高まっていることがうかがえます。

また、「緊急時に避難・連絡したいとき」はいずれの障がいにおいても上位に入っています。さらに身体障がいのある人では「戸締りや火の始末など身辺の安全保持」も高く、安全・安心な暮らしづくりに向けた支援が求められていることがわかります。

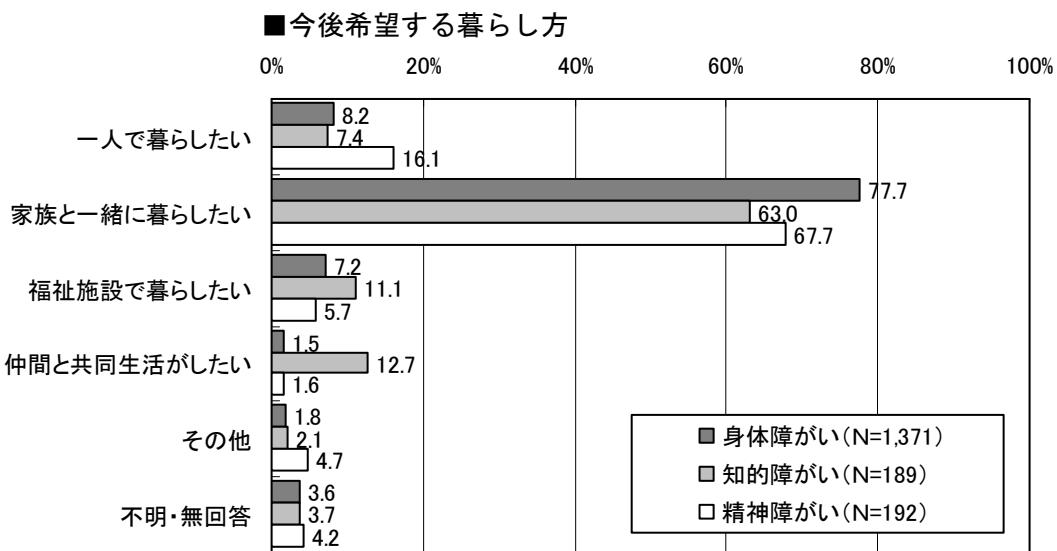
■ 支援の必要な日常生活動作（多いものから5項目を抜粋）

身体障がい (N=1,371)		知的障がい (N=189)		精神障がい (N=192)	
項目	%	項目	%	項目	%
外出するとき（通院や買い物など）	32.1	日常の暮らしに必要な事務手続きなど	61.9	日常の暮らしに必要な事務手続きなど	35.9
料理・掃除・洗濯をするとき	29.2	緊急時に避難・連絡したいとき	58.7	料理・掃除・洗濯をするとき	33.8
緊急時に避難・連絡したいとき	29.0	生活費などのお金の管理	58.2	外出するとき（通院や買い物など）	33.3
日常の暮らしに必要な事務手続きなど	28.9	料理・掃除・洗濯をするとき	53.5	緊急時に避難・連絡したいとき	28.7
戸締りや火の始末など身辺の安全保持	23.7	外出するとき（通院や買い物など）	51.3	生活費などのお金の管理	26.1

※主な日常生活動作について、「時々介助・介護が必要」「常に介助・介護が必要」と回答した割合を合計したものを作成しました。

②今後の暮らし方について

今後、希望する暮らし方についてたずねたところ、障がい種別を問わず、「家族と一緒に暮らしたい」との回答が最も高くなっています。知的障がいのある人では「仲間と共同生活がしたい」といった、グループホームやケアホームなどの暮らし方を希望する回答も比較的高くなっています。また、精神障がいのある人では「一人で暮らしたい」が他の障がいに比べて高くなっています。



③悩みについて

現在悩んでいることや相談したいことでは「自分の健康や治療のこと」がいずれの障がいにおいても高くなっています。またその他、知的障がいのある人は「仕事や就職のこと」が、精神障がいのある人は「生活費など経済的なこと」がそれぞれ高くなっています

また、いずれの障がいにおいても「緊急時や災害時のこと」が約2割を占めており、安全・安心面での不安が大きいことがうかがえます。

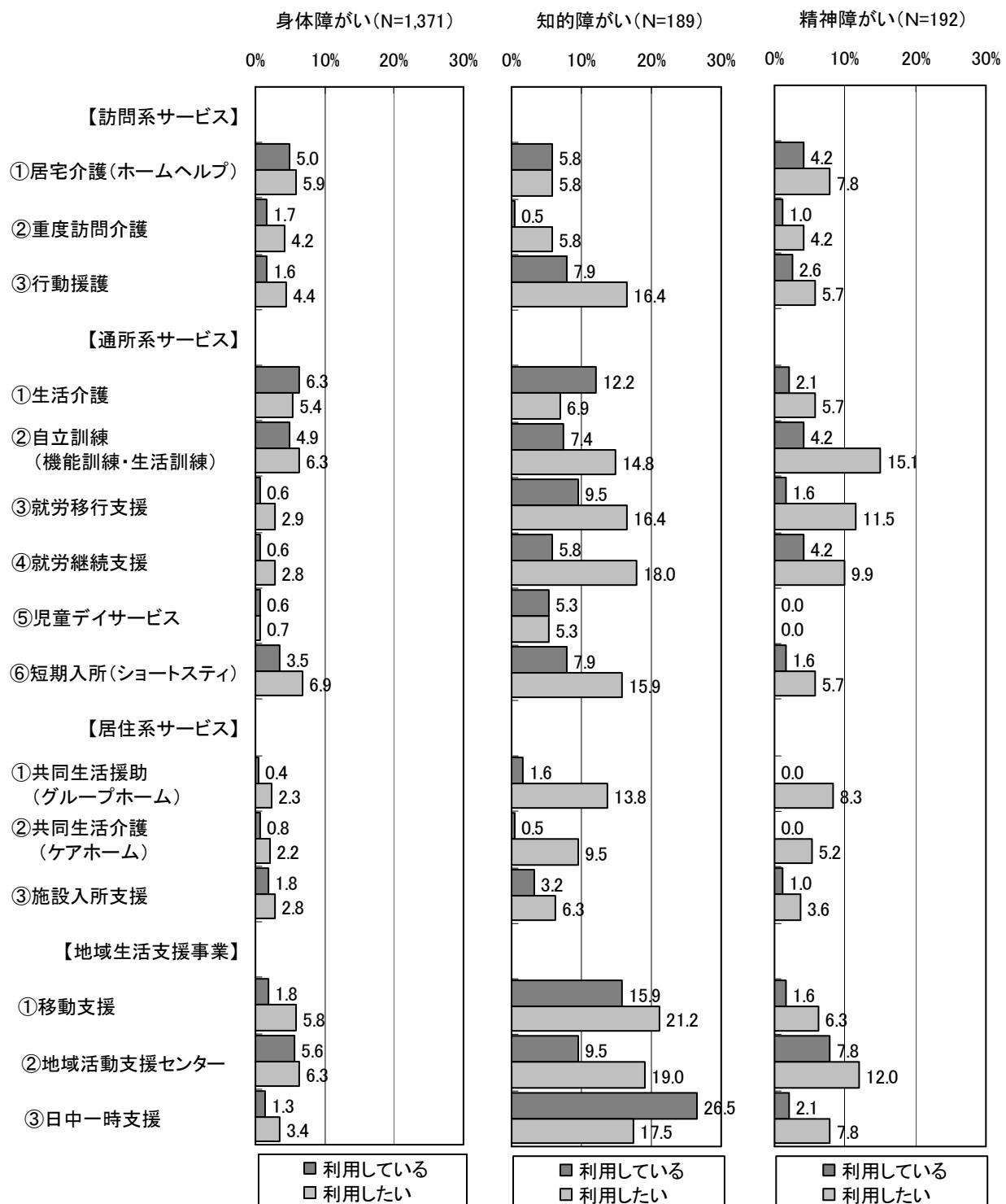
■現在悩んでいることや相談したいこと（多いものから5項目を抜粋）

身体障がい (N=1,371)		知的障がい (N=189)		精神障がい (N=192)	
項目	%	項目	%	項目	%
自分の健康や治療のこと	42.5	仕事や就職のこと	28.0	自分の健康や治療のこと	59.4
特がない	29.2	自分の健康や治療のこと	26.5	生活費など経済的なこと	43.8
生活費など経済的なこと	21.4	生活費など経済的なこと	23.3	緊急時や災害時のこと	20.3
緊急時や災害時のこと	18.6	緊急時や災害時のこと	20.1	外出や移動のこと	19.8
介助や介護のこと	15.5	介助や介護のこと	19.0	家事（炊事・洗濯・掃除）のこと	19.3

④障害福祉サービス等のニーズについて

障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用状況と利用意向をみると、知的障がいのある人で、実際の利用、今後の利用意向ともに高くなっています。特に「利用したい」が高いサービスは、知的障がいのある人の「行動援護」「就労継続支援」「移動支援」「日中一時支援」となっています。

■障害福祉サービス等の利用状況と利用意向



⑤望まれる福祉施策について

特に望まれる福祉施策については、いずれの障がいにおいても「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」が高くなっています。その他、身体障がいのある人では『外出環境や交通の利便性』、知的障がいのある人は『就労環境や居住環境』、精神障がいのある人は『就労環境や相談・情報提供』へのニーズが高くなっています。それらの障がいに応じた対策が求められます。

■暮らしやすくなるために、特にしてほしいこと（多いものから5項目を抜粋）

身体障がい (N=1,371)		知的障がい (N=189)		精神障がい (N=192)	
項目	%	項目	%	項目	%
年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい	34.1	働く所を増やしてほしい	33.3	年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい	35.9
外出しやすい環境や交通機関の利便性の向上を図ってほしい	19.3	年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい	30.7	障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい	30.7
障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい	19.2	障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい	25.9	働く所を増やしてほしい	19.8
福祉制度をもっとわかりやすく紹介してほしい	19.0	グループホームやケアホームを整備してほしい	25.4	いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい	18.2
要支援者の把握、安否確認や避難方法、避難先の確保などを図ってほしい	17.1	いつでも何でも相談できる窓口を設置してほしい	22.8	福祉制度をもっとわかりやすく紹介してほしい	15.6

3 ヒアリングからみる障がいのある人の状況

(1) ヒアリング調査の概要

①実施概要

「尾張旭市第3期障がい者計画・障がい福祉計画」策定の基礎資料とするため、平成22年9月～10月に、関係団体やサービス提供事業所を対象にした面談によるヒアリング調査と、ボランティア団体を対象にしたアンケート調査を実施しました。

■調査対象

	関係団体	サービス事業所等	ボランティア団体
ヒアリング実施対象数	7	20	7

※調査団体・事業所名は98ページ参照

(2) ヒアリング・アンケート調査結果のまとめ

実施したヒアリング・アンケート調査から、主な意見を以下の4点に集約しました。

【意見①】入所施設や短期入所（ショートステイ）、グループホームやケアホーム等の充実
介助者が高齢化しており、緊急時の対応の必要性が高まっています。市内を含め入所施設や短期入所施設（ショートステイ）、グループホームやケアホームなどの充実に関する意見が多く寄せられました。

【意見②】情報提供・相談体制の充実

障がいのある人に、支援に関する必要な情報が届いておらず、そもそもどこに相談しているのかもわからない人が数多く、よりわかりやすい広報・周知活動を進めるとともに、年齢や障がい種別を問わない総合的な窓口の設置に関する意見が多く寄せられました。

【意見③】防災対策の充実

身近な地域において、災害時要援護者※の把握を行うとともに、万一の際に近所で個別の支援ができるよう日頃から安否確認や避難方法について約束事を決めておいてはどうかとの意見が寄せられました。

また、避難先での共同生活が難しい障がい特性の人に対し、地域ごとに障がいのある人向けの避難先を確保し、その周知を進めていくべきではないかとの意見も寄せられました。

【意見④】自立支援連携会議の充実

家族や事業所、関係機関、行政が話し合える場が必要となっており、尾張旭市障害者地域自立支援連携会議の実質的な動きだしと活動の充実への意見が多く寄せられました。

* 災害時要援護者

障がいのある人をはじめ、高齢者や乳幼児など、災害の時に、特に支援が必要とされる人をいいます。

4 数値目標の進捗状況

(1) 数値目標の状況

尾張旭市障害者計画（平成21年～23年度）では、体系に沿って施策の成果指標を設定しています。数値の進捗状況は以下のようになっています。

（評価は平成25年と平成22年を比較して ◎…目標を上回る、○…目標と同じ、△…目標には達していないが改善している（当初値との比較）、×…目標に達していない、—…評価できない の5段階で示しています。）

1. 安心して暮らしていくために

1-1 啓発・情報提供

区分	指標内容	当初(H19)	現在(H22)	評価	目標(H25)
学校教育における交流機会の促進	福祉マインドフェアの参加促進（小中学生）	100%	100%	○	100%
	特別支援学級交流事業実施回数	5回	3回	×	5回
障がい者福祉の啓発普及活動	ウェルフェアボウリング参加者数（障がい者数）	148人	152人	◎	150人
	福祉マインドフェア参加団体数（障がい者団体数）	4団体	5団体	△	6団体
情報提供サービス	手話通訳等実施行事件数	3件	5件	△	6件
	アクセシビリティ対応様式のページ割合（市ホームページ）	87.7%	98.8%	△	100%
	センターだより発行回数	年4回	年0回	×	年4回

1-2 生活支援と権利擁護

区分	指標内容	当初(H19)	現在(H22)	評価	目標(H25)
相談支援体制の拡充	相談件数（相談支援事業）	98件	211件	◎	110件
緊急時の相談支援体制づくり	24時間対応窓口の設置	—	—	—	1か所
選挙権の保障	障がいのある人に配慮した投票所の率	100%	100%	○	100%
財産管理等相談窓口の充実	日常生活自立支援事業利用者数（障がい者数）	2人	2人	×	4人
	成年後見制度利用支援事業利用者数（障がい者数）	0人	0人	×	1人

1－3 防災ネットワークの構築

区分	指標内容	当初（H19）	現在（H22）	評価	目標（H25）
火災予防、避難訓練等の指導	火災予防、避難訓練等の指導実施率	93%	100%	○	100%
	住宅用火災警報器等の給付事業の周知	2回	5回	◎	2回
災害時の情報伝達	あさひ安全安心メール配信登録者数	3,722人	5,454人	◎	4,000人
FAX119番	FAX119番登録者数	17名	13名	×	20名
災害時の障がい者への対応	災害時要援護者リストを取得した自治会、町内会数	—	28団体	△	50団体
	避難支援訓練を実施している自主防災組織数	0団体	2団体	△	9団体

1－4 福祉用具の利用促進

区分	指標内容	当初（H19）	現在（H22）	評価	目標（H25）
情報提供と普及促進	福祉用具展示コーナー利用者数	—	33人	△	48人
	車いす貸し出し件数	552件	546件	△	607件

2. 誰もが外出しやすいまちづくり

2－1 移動の支援

区分	指標内容	当初（H19）	現在（H22）	評価	目標（H25）
自動車利用者への支援	障がい者用駐車スペース適正利用率（アンケートで取得）	—	—	—	100%
公共交通利用助成制度の拡充	障がい者交通移動手段施策数	3件	3件	×	4件
移動手段の確保支援	駅のバリアフリー化率	50%	50%	×	100%
	バリアフリー対応車輌導入率	42%	86%	◎	50%

2－2 バリアフリーの推進

区分	指標内容	当初（H19）	現在（H22）	評価	目標（H25）
人にやさしい街づくりの推進	県条例適合証交付施設数	130施設	140施設	△	190施設
歩道の整備	歩道のバリアフリー化率（全市域）	59.5%	67.3%	△	81.0%
公園の整備	公園入口のバリアフリー化率	96%	98%	△	100%
	ワークショップへの参加者数（うち障がい者数）	0人	0人	×	5人

3. すべての市民がライフステージに応じた役割を担っていくために

3-1 障がい児保育の充実

区分	指標内容	当初（H19）	現在（H22）	評価	目標（H25）
障がい児保育の充実	障がい児保育実施園数	3か所	4か所	○	4か所
	研修参加者数（コロニー主催研修）	20人	25人	○	25人
保育園のバリアフリー化	バリアフリー化された保育園の数	2か所	2か所	×	3か所

3-2 障がい児教育

区分	指標内容	当初（H19）	現在（H22）	評価	目標（H25）
特別支援学級等の充実	対象児童・生徒のいる学校への特別支援学級設置割合	100%	100%	○	100%
相談窓口の充実	教育相談実施回数	56回	56回	—	必要回数
	巡回相談実施回数	29回	24回	—	必要回数
障がい児教育担当教員等の研修の充実	研修会等への参加者数	100人	100人	—	—
学校のバリアフリー化	バリアフリー化済校数	3校	4校	△	12校

3-3 就労支援と雇用促進

区分	指標内容	当初（H19）	現在（H22）	評価	目標（H25）
就労支援事業所等における工賃確保	市の優先発注件数	96件	228件	◎	120件
障がい者雇用の促進	障がい者雇用企業数	14社	16社	◎	15社

3-4 スポーツ・レクリエーションの推進

区分	指標内容	当初（H19）	現在（H22）	評価	目標（H25）
各種講座・講演、イベント等の参加機会の拡大	障がいのある人に配慮した講座・イベントの開催数	7件	17件	◎	10件
図書利用等の充実	CD・DVD・ビデオ・カセット数	4,630	5,135	△	5,230

4. 障がいや高齢化に合わせた健康づくり

4-1 障がいの早期発見・早期療育と重度化の予防

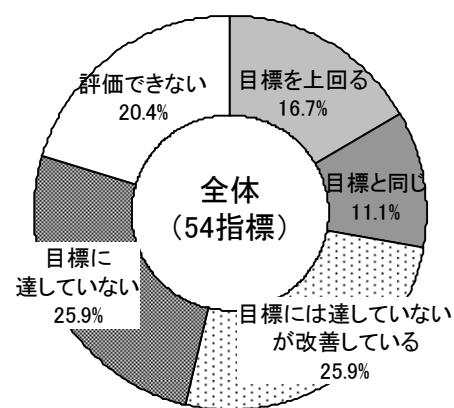
区分	指標内容	当初(H19)	現在(H22)	評価	目標(H25)
母子保健事業の充実	母子保健サービスに対する満足度	74.3%	75.2%	△	80.0%
	乳幼児健康診査受診率	94.7%	95.7%	◎	95.0%
通園施設の充実	ピンポンパン教室入園児童の保護者満足度(アンケートで取得)	—	—	—	80.0%
発達の遅れに対する早期指導の充実	託児ボランティア数(登録者)	8人	6人	×	現状維持
	コアラちゃん広場参加人数(延べ人數)	119人	238人	—	—
地域療育支援の充実	心理相談員による発達相談件数(年)	—	111件	—	—
	発達支援アドバイザーによる発達相談件数(年)	—	88件	—	—
	障がい児等療育支援事業開催回数(年)	9回	12回	△	13回
おもちゃ図書館の充実	おもちゃ図書館利用者数	14人	6人	×	14人

4-2 保健・医療サービスとの連携

区分	指標内容	当初(H19)	現在(H22)	評価	目標(H25)
障害者医療費等助成の充実	障害者医療受給者数(年間月平均)	863人	973人	—	—
	精神障害者医療(年間助成件数)	6,419件	11,324件	—	—
障がい者手帳非対象者への対応	難病患者等居宅生活支援事業利用者数	2人	2人	×	3人
	地域生活支援事業利用者数(障がい者手帳未取得者)	1人	1人	×	4人
健康づくりの啓発普及	健康づくり教室・元気まる測定への参加者数	5,335人	3,775人	×	5,500人

(2) 数値目標の進捗状況総合評価

平成25年の目標値と平成22年の現状値を比較し、「◎(目標を上回る)」「○(目標と同じ)」「△(目標には達していないが改善している(当初値との比較))」「×(目標に達していない)」「ー(評価できない)」の5段階で分類した場合、54の指標のうち、「◎」が16.7%(9指標)、「○」が11.1%(6指標)、「△」が25.9%(14指標)となっており、計画策定の当初値(平成19年)との比較では、54指標中、半数以上の29指標で数値が上昇しています。



第3章 基本理念および基本目標



1 基本理念

(1) 尾張旭市第四次総合計画で示されている基本的な考え方

本計画の上位計画である尾張旭市第四次総合計画では、将来の都市像「ともにつくる元気あふれる公園都市」を実現するために、8つの政策を設定しています。

本計画は、保健・医療・福祉分野の政策である「1 みんなで支え合う健康のまちづくり」の中で「障害者福祉の推進」として位置づけられており、施策がめざす尾張旭市の姿として以下のような将来像が掲げられています。

施策1-5 障害者福祉の推進 【施策がめざす尾張旭市の姿】

- 障害者が安心して生活し、社会参加できています。

(2) 基本理念

本市では、障がいのある人もない人も、すべての人がその人らしい生活を、地域で自立して営めるよう「誰もがいきいきと暮らす福祉の街をめざして ともに生きよう！快適なマイシティ“尾張旭”」を基本理念に掲げて施策の推進に努めてきました。

本市におけるこれまでの方向性と、総合計画で示されている“めざす姿”、さらには国で示されている障害者制度改革の推進のための基本的な方向である「障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現」といった考え方を踏まえ、本計画の基本理念を以下のように定めます。

●● 誰もがいきいきと暮らす福祉の街をめざして ●●

ともに生きよう！安心して暮らせる共生のまち“尾張旭”



2 基本目標

(1) 障がい者計画の基本目標

1 安心して暮らしていくために

個々の多様なニーズに対応するための生活支援体制を整備するとともに、地域生活を支えるサービスの充実を図ります。

2 誰もが外出しやすいまちづくり

地域において誰もが自立して安全で快適な生活を送れるよう、ユニバーサルデザイン※の考えに基づき、住宅、公共施設、交通、教育等の生活環境の整備を行政とともに民間事業者や市民との協働により進めます。

3 すべての市民がライフステージに応じた役割を担っていくために

障がいのある人も、教育や就労、生涯学習、スポーツなどあらゆる場面で参加しやすい社会の実現をめざします。

4 障がいの特性に合わせた健康づくり

それぞれの障がい特性を十分考慮し、障がいの原因となる疾病の予防や早期発見、リハビリ等に関する健康づくりの施策を積極的に展開します。

(2) 障がい福祉計画の基本目標

1 障害福祉サービス～必要な人へのサービス提供体制の充実～

様々なニーズに対応し、障がいのある人の地域での生活を支えるための居宅サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、その他のサービスの利用を支援します。

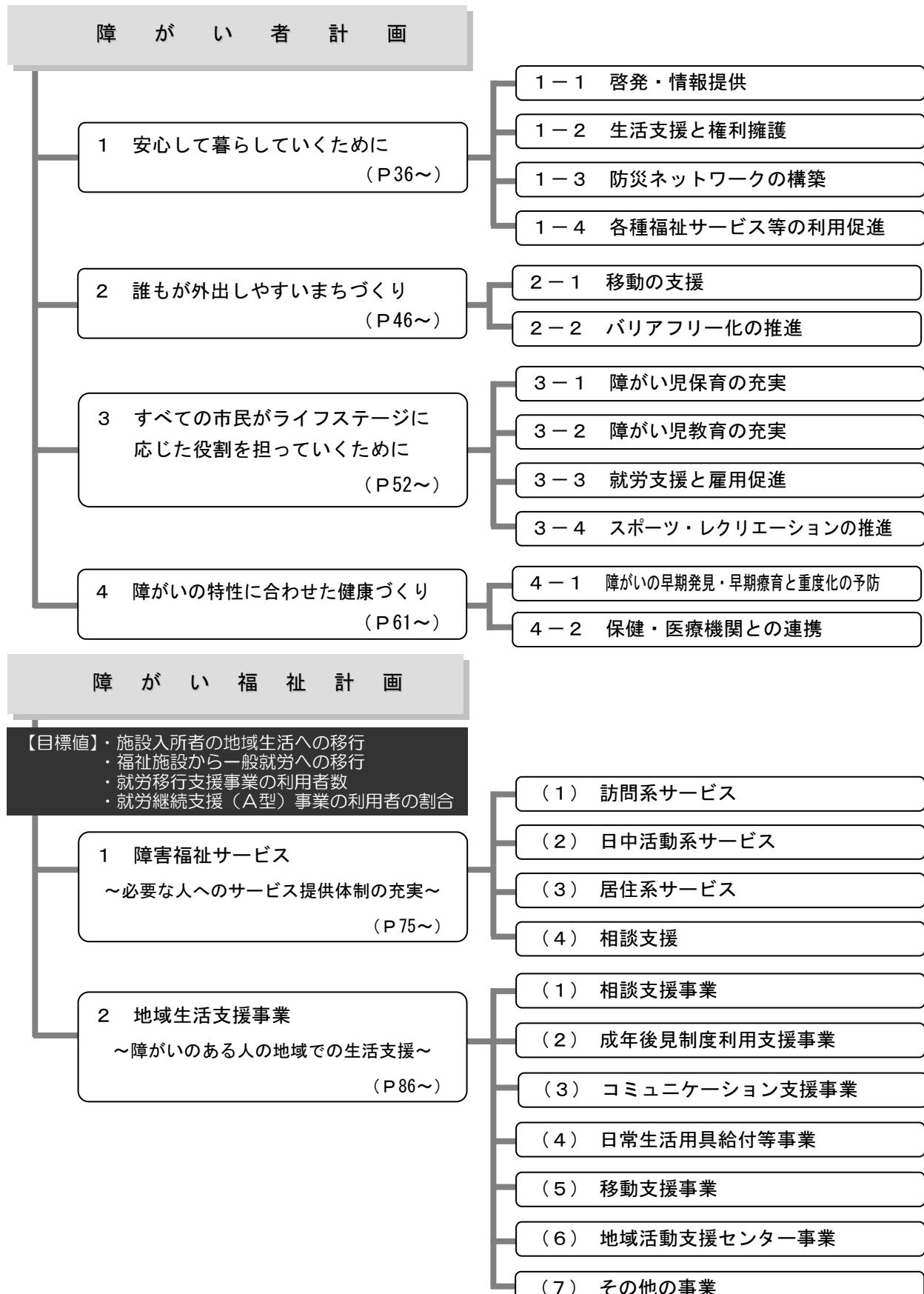
2 地域生活支援事業～障がいのある人の地域での生活支援～

障がいのある人が地域で安心して暮らし続けられるようにするために、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援、創作的活動または生産活動機会の提供等の各種支援施策を充実します。

* ユニバーサルデザイン

高齢者や障がいのある人のみならず、可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすることです。

3 施策の体系



第4章 障がい者計画



1 安心して暮らしていくために

1-1 啓発・情報提供

障がいの有無にかかわらず、ともに暮らしていく地域社会をつくっていくためには、障がいに対する理解を深めていくことが大切です。

啓発普及活動などにより、障がいに対する理解を促進するとともに、学校教育の中でも、より多くの交流の場を設け、子どものころからの支え合いの心を育成します。また、視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報提供体制を整備します。

1-1-1 学校教育における交流機会の促進

【現状】

- 福祉マインドフェアの開催にあたり、各小中学校へチラシを配布し、参加を促しています。
- 市内小・中学校の特別支援学級※の児童生徒を対象として、ピクニック、運動会、持久走大会を実施しています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
福祉マインドフェアの参加促進	福祉マインドフェアへの小・中学生の参加を促進します。	学校教育課
特別支援学級交流事業の充実	市内小・中学校の特別支援学級の児童生徒を対象として、ピクニック、運動会、持久走大会を実施します。	学校教育課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)
福祉マインドフェアのチラシ配布率（小・中学生）	100%	100%
特別支援学級交流事業実施回数	3回	3回

* 特別支援学級

小学校や中学校に、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級のことです。

1－1－2 障がい者福祉の啓発普及活動

【現状】

○3市（瀬戸市・尾張旭市・長久手市）の障がい者団体や障がい者施設の連携を図るためウェルフェアボウリング事業を支援しています。

○障がい者の交流や障がいへの理解を促進するため、福祉マインドフェアに障がい者施設（精神障がい、知的障がい、高次脳機能障がい[※]）のPR・即売コーナーの場を提供しています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
ウェルフェアボウリングの開催支援	継続して支援するとともに、対象障がい種別の拡大を図ります。	社会福祉協議会
市内行事における交流の促進	福祉マインドフェアでのPRを継続して支援します。	社会福祉協議会

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
ウェルフェアボウリング参加者数（障がい者数）	152人	160人
福祉マインドフェア参加団体数（障がい者団体数）	5団体	6団体

* 高次脳機能障がい

脳の損傷により生じる認知機能の障がいです。交通事故等による頭部外傷や脳血管障がい（くも膜下出血等の脳出血、脳梗塞）などによる後遺症のため、記憶障がいや注意障がい、感情障がいなどの様々な症状があらわれます。

1－1－3 情報提供サービス

【現状】

- 市民体育大会、市民ジョギング大会、生涯学習フェスティバルでのフォーラムなど市主催の行事や社会福祉協議会が実施する尾張旭市社会福祉大会の開会式、講演会等の一部において、手話や要約筆記ボランティアグループの協力を得て、手話通訳、要約筆記を実施しています。
- 聴覚障がいのある人が、市役所での申請手続きや相談などをされる際、手話通訳が利用できるよう、手話通訳者を市役所福祉課に配置しています。(平成23年4月から毎週月曜日の午前中)
- 市広報誌を含め、市が発行する主な文書は、バリアフリー化支援ソフトを導入した市ホームページで閲覧することができます。
- 市ホームページで「広報おわりあさひ」や「市議会だより」の内容を音声で聞くことができます。
- 音訳ボランティアグループの協力のもと、「声の広報」、「声の市議会だより」、「声の社協だより」を発行しています。
- 視覚障がいや聴覚障がいなど情報障がいのある人にも充実した情報提供ができる市ホームページに整備する必要があります。
- 居宅介護や移動支援といったホームヘルプサービス事業や、障がいのある人への支援活動を目的とするボランティアグループの紹介など、暮らしを支える情報を社会福祉協議会のホームページに掲載しています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
聴覚障がい者への情報提供	市主催行事、講演会等について、手話通訳、要約筆記の実施が図られるよう関係各課に働きかけます。	福祉課
手話通訳者設置事業	市役所福祉課に手話通訳者を設置し、聴覚に障がいがある人へのコミュニケーションの支援を行います。	福祉課
視覚障がい者や言語障がい者等へ配慮した情報提供	市ホームページについて、アクセシビリティ（誰にでも利用しやすい）に対応した構成とするよう努めます。	情報課
暮らしを支える情報の提供	社会福祉協議会のホームページにて、情報提供を継続的に実施します。	社会福祉協議会

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
手話通訳等実施行事件数	5件	6件
アクセシビリティ対応様式のページ割合（市ホームページ）	98.8%	100%

1－2 生活支援と権利擁護

障がいのある人が一人の市民として、安心して生活ができるよう、生活支援体制をつくっていく必要があります。アンケート調査やヒアリング調査では、特に知的障がいや精神障がいのある人で、「親亡き後」の生活を不安に思っているという意見が多く聞かれました。

障がいのある人が地域の中で生活しやすいように、相談支援体制、権利擁護体制の充実を図ります。また、障がいによる不利益が生じないような制度、環境づくりに努めます。

1－2－1 相談支援体制の拡充

【現状】

- 障害者自立支援法による相談支援事業を2事業所に委託し実施しています。
- 尾張東部圏域（瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町）を対象として開設されている「尾張東部障がい者就業・生活支援センター※ アクト」では、在宅障がい者の就業やそれに伴う生活に関する支援や助言などを、関係機関と協力しながら行っています。
- 障害者自立支援法の改正により、基幹相談支援センター（相談支援体制を強化するための総合的な相談支援センター）の設置が市町村に求められています。
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成24年10月に施行されることとなり、虐待防止において市町村が担う役割が強化されています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
相談支援事業の利用促進	市ホームページのほか、市広報誌や福祉のしおりを通じて事業の周知を図ります。	福祉課
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置に向け、相談員の確保など事業実施に向けた体制づくりに努めます。また、夜間や休日を中心とした緊急時（24時間対応）の相談支援（緊急訪問・緊急対応）を含めた体制づくりについて検討を進めます。	福祉課
虐待の防止と早期発見	サービス提供施設や事業所を含め、虐待防止に関する啓発活動を行うとともに、障がい者の虐待の防止および早期発見に努めます。	福祉課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
相談件数（相談支援事業）	211件	360件
基幹相談支援センターの設置	0か所	1か所

* 障がい者就業・生活支援センター

在職中、もしくは就職を希望している障がいのある人が抱える課題に応じ、就業面および生活面の一体的な支援を行うセンターです。

1－2－2 選挙投票時の支援

【現状】

- 投票管理者および事務主任者の説明会において、点字投票※、代理投票の説明を行うとともに、障がいのある人には必要に応じて事務従事者が介助を行うよう説明しています。
- 段差のある投票所については、選挙時に着脱式スロープを設置しています。(スペースの関係上、設置できない投票所が3か所あります。)
- 身体に重度の障がい等があり、投票所へ行くことが困難な人を対象に、郵便等による不在者投票の制度があります。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
選挙投票時の支援	<ul style="list-style-type: none">○障がいのある人に配慮した投票所のバリアフリー化をめざし、スロープの設置や事務従事者による介助等により投票しやすい環境の整備に努めます。○視覚障がい者のための音声による選挙公報（市長選挙時）の作成に努めます。○郵便等による不在者投票の制度を市ホームページへの掲載や身体障がい者手帳の申請の際に周知するよう努めます。	行政課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)
障がいのある人に配慮した投票所の割合	100%	100%
郵便等投票証明書交付者の数	19 人	19 人

* 点字投票

視覚障がいのある人が、投票用紙に点字を打って投票できる方法です。

1－2－3 財産管理等相談窓口の充実

【現状】

- 尾張東部圏域の構成市町（瀬戸市・尾張旭市・豊明市・日進市・長久手市・東郷町）で共同設置する「尾張東部成年後見センター※（所在地：日進市）」が平成23年度から業務を開始しています。
- 契約に関するトラブル、架空請求など消費生活全般の相談について、消費生活相談を行っています。（平成23年4月から平日週5回開催）
- 社会福祉協議会では、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等をお手伝いする「日常生活自立支援事業」の相談受付を行っています。
- 市広報誌、社協だより、民生委員児童委員協議会定例会等において、日常生活自立支援事業の周知を図っています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
成年後見制度※の利用促進	市広報誌等を通じて成年後見制度利用支援事業の周知を図ります。	長寿課 福祉課
尾張東部成年後見センター運営事業	「尾張東部成年後見センター」において、制度内容の説明や手続きの支援、また制度の普及啓発活動などを行います。	長寿課 福祉課
日常生活自立支援事業の利用促進	市広報誌や社協だよりを通じて日常生活自立支援事業の周知を図ります。	社会福祉協議会

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
成年後見制度利用支援事業利用者数（障がい者数）	0人	2人
日常生活自立支援事業利用者数（障がい者数）	2人	4人

* 尾張東部成年後見センター

尾張東部5市1町が、成年後見制度の利用促進を図るために共同で設置したセンターです。成年後見制度についての相談や、申立ての支援などを行います。

* 成年後見制度

契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようとするなど、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。

1-3 防災ネットワークの構築

障がいや病気の状態が安定してない人、視覚障がいや聴覚障がいなど情報障がいのある人は、緊急時に対して不安を持って暮らしています。

日常生活の中での緊急時や地震、火災などの災害時においても、情報の伝達、避難誘導などが適切に行われるよう、地域全体の防災意識の向上と防災対策の見直しを図ります。

1-3-1 火災予防、避難訓練等の指導

【現状】

- 防火管理者選任事業所に対し、通報・消火・避難訓練の実施を指導しています。
- 障がい等級2級以上の身体・精神障がいの人、A（重度）・B（中度）の知的障がいの人を対象に、住宅用火災警報器、自動消火器などの給付事業（日常生活用具給付事業）を行っています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
火災予防、避難訓練等の指導	障がい者施設や老人福祉施設のうち、防火管理者が必要な施設について、定期的な通報・消火・避難訓練の実施を指導していきます。	消防本部予防課
住宅用火災警報器等の給付	消防本部予防課と連携し、市ホームページのほか、市広報誌や福祉のしおりを通じて事業の周知を図ります。	福祉課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
火災予防、避難訓練等の指導実施率	100%	100%
住宅用火災警報器等の給付事業の周知	5回	5回

1－3－2 災害時の情報伝達

【現状】

- 災害情報の市民への情報伝達は、防災行政無線による放送、あさひ安全安心メール*によるメール配信、エリアメール（ＮＴＴドコモのみのサービス）、広報車による巡回、市ホームページにより情報提供を行っています。
- 市民への災害情報伝達を迅速かつ正確に行うため、あさひ安全安心メールの周知を行い、登録を促します。
- 耳や言葉の不自由な人などを対象にFAXによる災害通報を受け付けています。また、定期的にFAX機能のテストを実施し、異常がないかを確認しています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
あさひ安全安心メールの普及促進	防災講習会、出前講座、市民祭等のイベント時に周知を行うとともに、市ホームページや市広報誌を通じて登録を促します。	安全安心課
FAX119番の普及促進	市ホームページや市広報誌を通じて登録を促します。	消防署

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
あさひ安全安心メール配信登録者数	5,454人	7,000人
FAX119番登録者数	13名	20名

* あさひ安全安心メール

気象警報・地震情報等の情報を、パソコンや携帯電話へメール送信するサービスです（登録制）。

1－3－3 災害時の障がい者への対応

【現状】

- 平成17年3月に「尾張旭市地震対策アクションプラン」を策定するとともに、災害時要援護者※(障がいのある人を含む)への支援体制の整備を図っていくこととしました。また、平成21年3月に策定した「第2次尾張旭市地震対策アクションプラン」では、災害発生時に迅速な対応がとれるよう地域関係者による避難支援プランの作成を推進していくこととしました。
- 平成19年度には、災害時要援護者支援について定めた、「尾張旭市災害時要援護者支援実施要綱」を制定しました。
- 平成19年度に同要綱に基づく災害時要援護者リストを整理し、自治会など2地区をモデル地区として、避難支援プランを作成しました。引き続き現在も、地域関係者に防災講習会や出前講座等を通じて事業説明などの支援を行っており、各地域でその実情に合った避難支援プランの作成や支援体制づくりが進んでいます。
- 災害時要援護者(障がいのある人を含む)が指定避難所での生活が困難になった場合に備え、バリアフリー設備が整った保健福祉センターを「福祉避難所」として指定しています。
- 災害時の避難所として、平成19年5月に特別養護老人ホーム敬愛園、特別養護老人ホームアメニティあさひおよび老人保健施設清風苑を、平成20年9月に特別養護老人ホームサンヴェール尾張旭を、平成21年5月に(福)ひまわり福祉会(くすの木、ひまわり)を指定しました。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
地域防災活動の活性化	災害時要援護者リストを基に、災害時要援護者一人ひとりの避難支援プランの作成を行う地域住民活動を支援します。	安全安心課 長寿課 福祉課
防災訓練の充実	地域防災訓練の中で、災害時要援護者の避難支援訓練を行うよう促します。	安全安心課 長寿課 福祉課
避難所における配慮	特別な支援を必要とする障がいのある人が、安心して避難所での生活を送れるよう、福祉避難所の設置や避難所で対応ができる体制について検討します。	安全安心課 長寿課 福祉課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
避難支援訓練を実施している自主防災組織数	2団体	9団体
災害時要援護者リストを取得した自治会、町内会数	28団体	50団体

* 災害時要援護者

障がいのある人をはじめ、高齢者や乳幼児など、災害の時に、特に支援が必要とされる人をいいます。

1-4 各種福祉サービス等の利用促進

福祉サービスに関する情報の迅速な提供は、安定的なサービスの利用につながり、障がいのある人の生活を暮らしやすいものにします。

障がいのある人が必要なときに必要な支援を受けられるよう、各種サービス内容や障がい者制度に関する情報提供の充実に努めます。

1-4-1 各種サービス等の情報提供と普及促進

【現状】

- 福祉課の窓口等において、各種サービスの内容や手続きの方法を取りまとめた「福祉のしおり」(ガイドブック)を配布し、必要なサービスが使えるよう情報提供をしています。
- 障がい者の福祉制度は、制度改正も多くわかりづらいため、今後も制度改正等を踏まえて情報提供体制を充実していく必要があります。
- 保健福祉センター3階の福祉用具展示コーナーにて、展示品を活用した福祉用具の情報提供を行っています。
- 社会福祉協議会において、車いす貸出事業を実施しています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
「福祉のしおり」の配布	「福祉のしおり」(ガイドブック)を随時更新し、障がいのある人やその家族に配布することで、情報の提供に努めます。	福祉課
福祉用具に関する情報提供と普及促進	福祉用具の充実を図るとともに、市民に周知を図ります。	社会福祉協議会
車いす貸出事業の周知	社協だより等により、事業の周知を図ります。	社会福祉協議会

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
福祉用具展示コーナー利用者数	33人	48人
車いす貸し出し件数	546件	607件

2 誰もが外だしやすいまちづくり

2-1 移動の支援

障がいの種類や程度により、買い物や通院など日常生活に必要な外出時の困りごとは様々です。交通手段の拡充が求められているだけでなく、障がい者駐車スペースの適正利用など、現状の施設等の使いにくさも指摘されています。

施設管理者等と協力して障がいのない人への理解を求めるほか、交通関係事業者と連携して移動手段の確保を図り、障がいのある人の社会参加を促進します。

2-1-1 自動車利用者への支援

【現状】

- 身体障がいのある人が就労や通院等に伴い、自動車の改造を行う場合、その改造に要する費用の一部を助成しています。
- 身体障がいのある人が就労や通院等のため、自動車運転免許証を取得した場合、その免許取得費用の一部を助成しています。
- 社会福祉協議会において、車いす専用車の貸し出しを実施しています。
- 市内公共施設においては、障がい者用駐車スペースの確保に加え、外見ではわかりにくい内部障がいの人が安心して駐車できるよう「ハート・プラスマーク※」の看板を設置し、利用者への案内を行っています。
- 障がい者用駐車スペースに健常者が駐車する場面は、公共施設、民間施設ともに少なくありません。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
障がい者用駐車スペース適正利用の啓発	障がい者用駐車スペースの適正利用への啓発を行います。	各施設所管課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)
外出時の困りごとについて「駐車場の利用」と回答のあった割合（障がい者計画策定に係るアンケートで取得）	10%	5%

※ ハート・プラスマーク

内部障がい・内臓疾患を示すマークです。外見からは障がいがわかりにくい内部障がいの人が、電車・バスなどの優先席や障がい者用駐車スペースを利用しにくくならないよう配慮するためのマークです。

2－1－2 公共交通利用助成制度の拡充

【現状】

- 市営バス「あさぴー号」では、障がい者本人と付添 1 名の乗車が無料となっています。
- 重度の障がいのある人を対象に年間 36 枚（500 円/枚）のタクシーチケットを配布しています。
- 重度の身体障がいの人（下肢または体幹障がい 1・2 級）を対象に、リフトタクシーまたは患者搬送タクシーの利用料金の助成を行っています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
制度の利用促進	市ホームページのほか、市広報誌や福祉のしおり（ガイドブック）を通じて事業の周知を図ります。	福祉課
移動手段の拡充	障がいの特性により市営バスやタクシーの利用が困難な人に対する移動手段の拡充を検討します。	福祉課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)
障がい者交通移動手段施策数	3 件	4 件

2－1－3 移動手段の確保支援

【現状】

- 平成21年度に尾張旭駅南側にエレベーターを設置しました。
- 三郷駅、尾張旭駅は、順次バリアフリー※化を実施しましたが、旭前駅、印場駅はバリアフリー化が実施されていません。
- 市内を走る各バス会社に対し、既設路線の充実や路線新設を要望していますが、実態としては名鉄バス、JR東海バスの一部路線が撤退しています。
- 各バス事業者においては、車両の買い替え時にはバリアフリー対応車両を購入しており、順次切替えが進んでいます。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
駅のバリアフリー化	鉄道事業者にバリアフリー化について、整備の働きかけを行います。	都市計画課
バス路線の整備	市内を走る各バス会社に対し、既存路線の充実、新規路線、バリアフリー車両の導入等について、要望します。	都市計画課
市営バス車両のバリアフリー化	平成20年4月から本格運行している市営バス「あさぴー号」の車両買い替え時には、バリアフリー車両の導入を図っていきます。	都市計画課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
駅のバリアフリー化率	50%	100%
バリアフリー対応車両導入率	86%	90%

* バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。

2-2 バリアフリー化の推進

障がいのある人が地域で自立生活を営むためには、道路や建物等の設備面の改善を図ることが重要です。愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」などに基づき、公共施設、民間施設、道路や公園のバリアフリー化を図ります。

2-2-1 人にやさしい街づくりの推進

【現状】

- 平成 11 年3月に「尾張旭市人にやさしい街づくりモデル地区整備計画」を策定し、モデル地区整備は平成 19 年度をもって終了しました。
- 平成 17 年には、愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」が改正され、平成 18 年には、「望ましい基準」として設計ガイドラインが策定されました。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
人にやさしい街づくりの普及・啓発	「人にやさしい街づくりのガイドライン※」や新しい基準について、市民や事業者に周知を図ります。	都市計画課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)
県条例適合証交付施設※数	140 施設	190 施設

* 人にやさしい街づくりのガイドライン

愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、高齢者、障がい者等を含むすべての県民が円滑に建築物、道路、公共交通機関の施設等を利用できるようにするための整備の考え方を示したガイドラインです。

* 県条例適合証交付施設

建築物等が現場検査で「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の整備基準に適合していると認められた場合に愛知県から交付されるものです。

2－2－2 歩道の整備

【現状】

○既設歩道の段差解消については、年間数か所取り組んでいますが、隣接する建築物との関係で、改良が困難な箇所も多く存在します。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
歩道のバリアフリー化	「道路の移動等円滑化整備ガイドライン※」に基づき、歩道のバリアフリー化を図ります。	土木管理課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)
歩道のバリアフリー化率（全市域）	67.3%	84.8%

※ 道路の移動等円滑化整備ガイドライン

高齢者、障がい者をはじめ、すべての利用者がより円滑に移動ができるよう、道路管理者が道路整備を行う際の考え方を示した国土交通省のガイドラインです。

2－2－3 公園の整備

【現状】

- 平成 22 年度末において、市内 57 公園中スロープ整備済みは、56 公園となっています。
- 東山、旭台第 2 号・3 号の公園改良および新池、晴丘東公園新設に伴う計画づくりは、地区住民参加によるワークショップを行いました。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
公園入口のバリアフリー化	「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン※」に基づいた公園整備を進めます。	都市整備課
住民参加による公園づくり	公園改良時のワークショップ開催時に、障がい者団体等へも参加を呼びかけます。	都市整備課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)
公園入口のバリアフリー化率	98%	100%
ワークショップへの参加者数（うち障がいのある人）	0 人	5 人

※ 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

都市公園におけるバリアフリー化を推進するため、国土交通省が策定したガイドラインで、公園管理者等が公園施設のバリアフリー化のための整備を行う際の具体的な指針となるものです。

3 すべての市民がライフステージに応じた役割を担っていくために

3-1 障がい児保育の充実

障がいのある子どもたちにとって、障がいのない子どもたちとともに過ごす保育環境は、子どもたちの心豊かな育ちにつながります。

保健・福祉・教育との連携を強化し、子どもたちの能力や可能性を伸ばせる保育環境を整備します。

3-1-1 障がい児保育の充実

【現状】

- 公立では川南保育園、西山保育園、あたご保育園の3歳児以上のクラスで、民間ではあさひおっこい保育園で障がい児保育を実施しています。平成22年4月から、3歳児クラスにおける4月入園（従来は満4歳の誕生月から入園）を開始しました。また、平成23年4月から、指定管理園の稻葉保育園でも障がい児保育を実施しています。
- ピンポンパン教室通園児の保育園での体験入園を実施しているほか、障がい児保育に関する研修に保育士を派遣しています。
- 障がい児保育を実施している保育園等の保育士が、愛知県心身障害者コロニーで行われる研修に積極的に参加し、専門的な知識の習得に努めています。また、新任保育士に対し、内部講師による研修を実施しています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
障がい児保育の充実	肢体不自由児に対する保育を含め、障がい児保育の実施園の拡大を検討します。	こども課
障がい児保育担当保育士等の研修の充実	研修機会を拡充します。	こども課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
障がい児保育実施園数	4か所	6か所
研修参加者数（コロニー主催研修）	25人	30人
年間研修実施回数	6回	8回

3－1－2 保育園のバリアフリー化

【現状】

- 藤池保育園南園舎建替工事（平成 17 年度）および茅ヶ池保育園移転新築工事（平成 19 年度）によりバリアフリー化を図りました。
- 幼児用トイレの洋式便器を障がい児保育実施園（川南、西山、あたご）3園だけではなく、残りの公立保育園にも設置しています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
保育園のバリアフリー化	新築、増築、建替えにあわせ、保育園のバリアフリー化を図ります。	こども課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)
バリアフリー化された保育園※の数	2か所	5か所

* バリアフリー化された保育園

バリアフリー化された保育園の基準（次の（1）（2）の両方を満たすこと）

（1）1か所以上の昇降口において、出入り口の段差が解消されている。

（2）車いす対応トイレが1か所以上設置されている。

3-2 障がい児教育の充実

障がいのある子どもたちにとっては専門性に基づいた教育と同時に、障がいのない子どもたちとともに学び育ち合える教育が必要です。

障がいの有無に関わらず、互いの理解を深めるように、教育環境の充実に努めます。

3-2-1 特別支援学級等の充実

【現状】

- 平成19年度は知的障がい学級を市内全小・中学校に設置、自閉症・情緒障がい学級を全小中学校に設置しました（特別支援学級計25学級）。また、通級指導教室※を瑞鳳小学校に設置しました。
- 特別支援教育コーディネーター※の存在・役割の周知や、個別の教育支援計画や指導計画の策定など、個々の特性に合わせた教育支援を進めています。
- 特別支援学校※は、春日台養護学校、小牧養護学校等の他、平成22年度に瀬戸市に瀬戸市立養護学校が開校し、同校に本市の児童生徒も就学しています。
- 国では障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが地域の学校で学ぶことができる体制と条件整備を進める「インクルーシブ教育」に向けた検討が進んでいます。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
特別支援学級の充実	各小・中学校における特別支援学級の充実を図るため、特別支援教育コーディネーターの役割などをより一層工夫して周知し、個別の支援計画や指導計画の策定を、保護者と連携して進めています。	学校教育課
自閉症・情緒障がい学級の設置	自閉症・情緒障がい学級において、集団指導や個別指導を行い、基本的生活習慣の育成、遊びや対人関係、コミュニケーション等社会的適応力の育成を図ります。	学校教育課
通級指導教室の設置	必要に応じて通級指導教室の拡大等に努めます。	学校教育課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
対象児童・生徒のいる学校への特別支援学級設置割合	100%	100%

※ 通級指導教室

通常学級に在籍している特別な支援が必要な児童生徒に対して個別指導する制度です。

※ 特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員のことです。

※ 特別支援学校

障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校のことです。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。

3－2－2 教育相談窓口の充実

【現状】

- 教育研究室において、市民向けの教育相談を実施しています。
- 教育研究室で定期的に「心の居場所づくりアドバイザー」を設置し、学校へも巡回し就学相談を実施しています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
就学相談	必要に応じて、隨時実施します。	学校教育課
「心の居場所づくりアドバイザー」による巡回相談	実情にあわせた回数を開催します。	学校教育課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)
教育相談実施回数	56 回	94 回
巡回相談実施回数	24 回	24 回

3－2－3 障がい児教育担当教員等の研修の充実

【現状】

- 特別支援教育体制推進事業の一環として盲・聾・養護学校教諭による巡回指導訪問が実施され、個々の障がい特性に対応した指導を受けています。
- 全教員を対象に発達障がいや多動性障がいなどについての研修（校内研修含む）を実施しています。また各校の養護教諭が個々の障がいについての研修を受け、知識の習得等に努めています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
担当教員等の研修	特別支援教育研修の参加を促します。	学校教育課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)
研修会等への参加者数	100 人	100 人

3－2－4 学校のバリアフリー化

【現状】

○校舎増築時や、肢体不自由児の入学状況にあわせて、トイレ等のバリアフリー化を行っています。

■これまでの実績

平成 13 年度：本地原小学校、城山小学校トイレ改修工事（車いす対応トイレ設置 ※女子トイレ内のみ）
平成 14 年度：渋川小学校校舎増築工事（スロープ・車いす対応トイレ設置）
平成 16 年度：東栄小学校バリアフリー化工事（入口段差解消、階段昇降機設置）
旭中学校トイレ改修工事（車いす対応トイレ設置）
平成 17 年度：東栄小学校車いす対応トイレ設置工事
平成 19 年度：白鳳小学校校舎増築工事（車いす対応型エレベーター・スロープ・車いす対応トイレ設置）
平成 21 年度～平成 22 年度：東中学校トイレ改修工事（車いす対応トイレ設置）
平成 22 年度：東中学校バリアフリー化工事（段差解消）
平成 23 年度：東栄小学校トイレ改修工事（車いす対応トイレ設置）

【主な取り組み】

施策	内容	所管
学校のバリアフリー化	肢体不自由児の入学状況にあわせて、トイレ等のバリアフリー化を図ります。また、障がいのある教職員、保護者等にも対応するため、さらなるバリアフリー化を図ります。	教育行政課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)
バリアフリー化済校※数	4 校	6 校

※ バリアフリー化済校

「バリアフリー化済校」とする基準（次の（1）（2）の両方を満たすこと）

- （1）1か所以上の昇降口において、出入口の段差が解消されている。
- （2）車いす対応トイレが1か所以上設置されている。

3-3 就労支援と雇用促進

障がい者雇用をめぐる現状は、法定雇用率※の未達成など課題が多く残されている状況があります。

障がいのある人が能力に応じた適切な就労ができるよう、一般企業等への就労に向けた支援、福祉的就労への支援を行います。

3-3-1 就労支援事業所等における工賃確保

【現状】

- 工賃確保のための優先発注を目的に、平成20年3月の地方自治法施行令改正では、障がい者支援施設等の随意契約の範囲が拡大されています。
- レストラン「旭城レストハウス」が、障害者就労移行支援事業として運営されています。
(平成20年4月から)
- 市環境事業センター内リサイクル広場の業務の一部を3か所の市内就労移行支援事業所等に委託しています。(平成20年10月から)
- 市職員の名刺や封筒・ちらし等、市内就労支援事業所に優先発注を行っています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
受注機会の拡大	就労支援事業所等への優先発注について、庁内各課へ働きかけます。	福祉課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
市の優先発注件数	228件	250件

※優先発注件数は、市からの契約分について記載。

平成22年度：市職員の名刺(183件)、封筒・ちらし(42件)、木製玩具(1件)、クッキー(1件)、ボルシ(1件)

* 法定雇用率

常用労働者数56人以上規模の企業等に対して、その雇用している労働者に占める身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の割合が一定以上であるよう法律で定めた値です。企業では1.8%、官公庁では2.1%を超えるよう定められています。

3－3－2 障がい者雇用の促進

【現状】

- 平成22年6月1日現在で、尾張旭市内に本社がある従業員数56人以上の企業は18社あり、そのうち障がい者を1人以上雇用している企業は16社となっています。
- 平成23年6月1日現在では、尾張旭市内に本社がある従業員数56人以上の企業は25社あり、そのうち障がい者を1人以上雇用している企業は22社となっています。このうち、法定雇用率を達成している企業の割合も増えていますが、すべての企業が雇用率を達成するまでには至っていない状況があります。
- 商工会の会員に対し、トライアル雇用※やジョブコーチ※制度、各種障がい者雇用助成金制度に関するパンフレット、リーフレット等を配布し、事業内容等の周知を図っています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
障がい者雇用助成制度等の周知	制度に関するリーフレット・パンフレット等を、商工会等を通じて配布し、市内事業主に制度の周知を図ります。	産業課
障がい者就業・生活支援センター※との連携	障がい者就業・生活支援センターと連携を図り、必要な情報を市内事業者へ提供します。	産業課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
障がい者雇用企業数	16社	25社
上記企業で働く障がい者数(実人数)	36人	77人

※ トライアル雇用

障がい者雇用機会創出事業のひとつです。障がいのある人に対する知識や雇用経験が浅い事業所を中心に、試行期間として雇っていただき、障がい者雇用の機会を拡大していくこうとするものです。期間は原則として3か月間です。

※ ジョブコーチ

障がいのある人が職場に適応でき、定着できるよう、就職の前後を通じて職場等に出向いて直接支援を行うほか、事業主等に対しても必要な助言をする職場適応援助者のことです。

※ 障がい者就業・生活支援センター

在職中、もしくは就職を希望している障がいのある人が抱える課題に応じ、就業面および生活面の一体的な支援を行うセンターです。

3-4 スポーツ・レクリエーションの推進

文化活動やスポーツ活動への参加は、生活の質の向上につながります。特にスポーツは、楽しみだけでなく健康の維持や増進のためにも、より多くの障がいのある人の参加が望まれます。

障がいのある人が生涯学習やスポーツ活動等に参加ができるよう、活動を支援するとともに環境の整備に努めます。

3-4-1 各種講座・講演、イベント等の参加機会の拡大

【現状】

- 市内の障がい者団体や家族会に委託してスポーツ大会やレクリエーション事業を実施しています。
- 市民祭、あさひ健康フェスタ、福祉マインドフェアの会場で、障がい者福祉施設等で作られた製品の販売や障がいのある人の作品展を実施しています。
- 3市（瀬戸市・尾張旭市・長久手市）の障がい者団体や施設の連携を図るためウェルフェアボウリング事業を支援しています。
- 社会福祉協議会では、障がい者団体が企画する講座や勉強会、交流会に対して、より多くの当事者やその家族、関係者が参加できるよう、事業費の助成や会場の確保、催し物の広報等を行っています。
- 社会福祉協議会が開催する講座等では、個々の障がいに対応できるボランティアを確保し、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
各種講座・講演、イベント等の充実	各種講座やイベントについて、障がいのある人の参加に配慮した企画づくりを関係各課に働きかけます。また、社会福祉協議会やボランティア団体など関係団体と連携し、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに努めます。	社会福祉協議会 福祉課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
障がいのある人に配慮した講座・イベントの開催数	17件	20件

3－4－2 図書利用等の充実

【現状】

- 障がいのある人にも利用しやすい大活字本、CD、DVDなどを購入しています。
- 利用者用図書検索端末の1台を、車いすで利用できるよう配慮したカウンターに設置しています。
- 点訳ボランティアグループより点字翻訳本の寄贈を受けています。
- 朝見武彦文庫※では健康（医学、食、運動、こころなど）に関する資料を積極的に購入しています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
図書利用等の充実	障がいのある人にも利用しやすい大活字本、点字本、CD、DVDを充実するとともに、電子書籍の提供について検討します。	図書館
健康に関する図書の充実	障がいのある人の健康の維持や増進のため、医学や健康に関する資料をそろえ、情報の提供に努めます。	図書館

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)
CD・DVD・ビデオ・カセット数	5,135	5,860
大活字本、点字本冊数	1,129	1,290
健康に関する資料数（朝見武彦文庫）	5,872	10,000

※ 朝見武彦文庫

故・朝見武彦氏のご遺族からの寄付金により設立した「朝見武彦健康推進基金」を基に、図書館では「朝見武彦文庫健康コーナー」を開設し、平成20年度から5か年をかけて、市民の健康に役立つ情報提供のため、医学、食、運動、こころなど健康に関する資料を充実していくこととしています。

4 障がいの特性に合わせた健康づくり

4-1 障がいの早期発見・早期療育と重度化の予防

障がいの早期発見と重度化を防ぐためには、母子保健や療育体制の充実が不可欠です。

障がいを早期に発見し、早期治療に結びつけられるよう、その時々に応じた健診の受診を促すとともに、健診後のフォローや早期支援および地域療育体制の整備に努めます。

4-1-1 母子保健事業の充実

【現状】

- 妊婦や乳幼児を対象に、医療機関委託健康診査や集団健康診査を実施しています。
- 健診時に要フォローとなった子の保護者に対し、電話や家庭訪問等によって、必要な支援を実施しています。支援にあたっては、個々のケースの状況により必要な時期を判断し支援を実施しています。
- 健診未受診児の追跡を行い、全数把握にも努めています。
- 乳幼児健康診査時には、アンケートや面談時の聞き取りを行うなど、ニーズを把握しながら内容の改善を図るよう努めています。
- 各種教室等を開催し、知識普及や仲間づくりの支援に努めています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
母子保健事業の充実	改正母子健康診査マニュアルに基づき、平成23年度より乳幼児健康診査内容を見直し、子育て支援という視点を重視した母子保健事業の充実、推進に努めます。	健康課
健診未受診児への対応	健診未受診児のフォローに努めます。	健康課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
母子保健サービスに対する満足度	75.2%	80.0%
乳幼児健康診査受診率	95.7%	96.0%

4－1－2 通所による支援施設の充実

【現状】

- 市内には障がい児の通園支援を行う場として「ピンポンパン教室」を設置しています。
- 「ピンポンパン教室」は、原則として母子通園施設ですが、児童の自立や母親の休息のため、母子分離の時間を設けています。(平成 23 年度からは、母子分離の日を設けています。)
- 平成 23 年 4 月から、「ピンポンパン教室」の保育室を増設し、受入定員を 20 名から 30 名に増やし、2 クラスに分けて支援を行うとともに、通園日数、通園時間の拡大も行っています。
- 平成 23 年 4 月から開園した稲葉保育園が併設されたため、ピンポンパン教室の通園児と保育園児との交流ができるようになりました。
- 知的障がい児の通園支援を行う場として「のぞみ学園」(瀬戸市) があり、重複障がい児の受け入れについて協力依頼をしています。
- 障がい児を対象とした施設・事業は、平成 24 年 4 月から児童福祉法に基づくものとして改正されます。児童デイサービスは、これまで障害者自立支援法のサービスとして提供されてきましたが、今後は児童福祉法に基づく障がい児通所支援として「児童発達支援※」に再編され、障がい児が身近な地域で支援を受けられる体制整備が図られます。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
ピンポンパン教室の充実	平成 23 年度に拡充した内容について、保護者の満足度等を把握し、教室内容の充実について検討します。	こども課
児童発達支援センターとの連携	児童発達支援センター設置に向け、事業所への働きかけを行うとともに、近隣市町の児童発達支援センターとの連携を図りながら、障がいのある児童が身近な地域で支援を受けられる体制整備に努めます。	こども課 福祉課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成 22 年度)	目標値 (平成 26 年度)
ピンポンパン教室入園児童の保護者満足度（アンケートで取得）	— アンケート未実施	80%

※ 児童発達支援

身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童（発達障がい児を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」があります。（→P91）

4－1－3 発達の遅れに対する早期支援の充実

【現状】

- 月1回、ことばや運動発達に関する心配のある親子の教室「コアラちゃん広場」を開催しています。親子遊びや親同士の座談会を通して、困っていることを相談したり、親子の関わりを見つめなおすことを目的としています。
- 「コアラちゃん広場」では保健師や保育士・児童心理判定員のほか、民生委員・児童委員、託児ボランティア等の協力のもとで支援を行っています。
- 「コアラちゃん広場」で支援を行う中、発達支援が必要と思われるケースについては、「発達支援外来」や「ピンポンパン教室」を紹介する等の支援も実施しています。
- 平成23年度からは、発達に不安のある子どもとその保護者への支援を目的として「子どもの発達相談」を開設し、専門の職員が子どもの成長に合わせたアドバイスを行っています。また、健康課とこども課の共催で「発達支援サロン」を実施し、保健師や保育士が利用者一人ひとりと向き合いながら、保護者が子育ての見通しを持つことや次の関係機関への繋がりに向けた支援を行っています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
コアラちゃん広場参加者への支援	発達支援が必要と思われるケースについては、「発達支援外来」や「ピンポンパン教室」を紹介する等の支援を行います。	こども課 健康課
コアラちゃん広場の充実	参加人数の増加や継続支援に対応するため、保育士スタッフを増員し、複数のグループで教室を実施します。	健康課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
託児ボランティア数（登録者）	6人	6人
コアラちゃん広場参加人数（延べ人数）	238人	—

※目標値を定めることが困難な項目は「—」としています。

4－1－4 地域療育支援の充実

【現状】

- 愛知県中央児童・障害者相談センターの児童心理士による定例出張相談（月1回）を実施し、療育相談に応じています。
- 専門機関である「あいち発達障害者支援センター」、「あいち小児保健医療総合センター」の専門職員との連携により、療育相談を受けられる体制になっています。
- 愛知県心身障害者コロニー（尾張東部圏域の拠点は「杜の家」（名東区）を中心とした愛知県障害児等療育支援事業※では、ケース検討や研修会を通じて連携の強化を図っています。
- その他、あいち発達障害者支援センター運営事業（年1回）、愛知県総合教育センター特別支援教育体制推進事業「訪問研修」（年1回）、妊婦や乳幼児を対象とした、医療機関委託健康診査や集団健康診査を実施しています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
心理相談員による発達相談	2歳3か月児歯科健診・健康相談で、心理相談員による発達相談を実施します。	健康課
発達支援アドバイザーによる発達相談	乳幼児健康診査や家庭児童相談室等における相談、就園児、就学児、支援児等を対象とした児の個性や特性に応じた総合的な発達支援を行います。	こども課 健康課 福祉課
障害児等療育支援事業	尾張東部圏域の拠点である「杜の家」を通じて、ケース検討や職員および支援者向けの研修・講演などを引き続き依頼し、愛知県心身障害者コロニーの支援も受けながら事業を実施し、地域での支援強化を図ります。	こども課
発達支援相談窓口	ライフステージに合わせ、一貫した支援ができる部署を設置します。関係部署や関係機関との連携を図るとともに、障がい児に関する相談事業や個別支援手帳の作成などの支援を行います。	こども課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
心理相談員による発達相談件数（年）	111件	—
発達支援アドバイザーによる発達相談件数（年）	88件	—
障害児等療育支援事業開催回数（年）	12回	12回
発達支援相談窓口の設置	0か所	1か所

※目標値を定めることが困難な項目は「—」としています。

* 愛知県障害児等療育支援事業

在宅の障がい児（者）や、その家族の方々が安心して地域で暮らされることを目標として、身近な地域での療育指導や療育相談等の支援活動を行う事業です。

4-2 保健・医療機関との連携

障がいのある人が地域で生活していくためには、保健・医療機関との関わりは不可欠です。各関係機関との連携により健康づくりを推進します。

4-2-1 障害者医療費等助成の充実

【現状】

- 障がいのある人が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成しています。
- 精神障がい者保健福祉手帳1・2級所持の人が医療を受けた場合、入院の医療保険における自己負担額を助成しています。(平成20年4月から)
- 精神障がい者保健福祉手帳1・2級と自立支援医療受給者証(精神通院)所持の人が医療を受けた場合、入通院の医療保険における自己負担額を助成しています。(平成20年4月から)
- 精神障害者医療費として、自立支援医療受給者証(精神通院)所持の人には当該疾患にかかる通院医療費の全額助成を、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する疾患で入院された人には当該疾患にかかる入院医療費の2分の1を助成しています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
障害者医療費等助成の充実	障害者医療費等の助成について、検討を重ねます。	保険医療課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
障害者医療受給者数(年間月平均)	973人	—
精神障害者医療(年間助成件数)	11,324件	—

※目標値を定めることができない項目は「—」としています。

4－2－2 障がい者手帳非所持者への対応

【現状】

- 障がい者手帳の交付対象にならない難病患者等に対し、難病患者等ホームヘルプサービス事業や日常生活用具給付事業を実施しています。
- 自閉症など発達障がいの人や自立支援医療（精神通院医療）を受給している人に対し、居宅介護などの障害福祉サービスや移動支援、日中一時支援事業などの地域生活支援事業を実施しています。
- 平成22年12月の障害者自立支援法の改正*において、発達障がい者が障がい者の範囲に含まれることが法律上明示されました。あわせて高次脳機能障がいについても、障害者自立支援法の対象となることが明確化されています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
事業の利用促進	市ホームページのほか、市の広報誌や福祉のしおりを通じて事業の周知を図ります。	福祉課
サービスの拡充	必要なサービスを検討します。	福祉課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
難病患者等ホームヘルプサービス事業・日常生活用具給付事業利用者数	2人	3人
障害福祉サービス等利用者数（障がい者手帳非所持者）	16人	20人

* 平成22年12月の障害者自立支援法の改正

正式名称は「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」です。

利用者負担の見直しや、障がい者の範囲の見直し、相談支援体制の強化、支給決定プロセスの見直し、障がい児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実などの改正が行われました。

4－2－3 健康づくりの啓発普及

【現状】

- 生活習慣病等の予防のために、生活習慣改善を目的とした健康度評価事業「元気まる測定※」や各種健康づくり教室を実施しています。また、医師、管理栄養士、運動指導員、健康づくりリーダー、保健師等により、充実した支援を継続しています。
- 健康づくり推進員による健康増進普及事業として、「筋力トレーニング」、「ウォーキング」や市民向けの「健康講座」等の活動を実施しています。また、健康づくり推進員は、この活動を通して、地域の中で健康づくりのリーダーとして、市と協働しながら健康づくりの普及を図っています。
- 健康づくり推進員の高齢化等に伴い、会員数が減少したため、平成23年度に第3期生を養成しました。
- 国においては、国民に深くかかわる疾病として、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の「四大疾病」に、新たに精神疾患を加えて「五大疾病」とする方針が定めされました。うつ病などをはじめとする精神疾患に対して重点的な対策が求められています。
- こころの健康づくりや精神障がいの予防に向け、精神保健福祉士による「こころの健康相談」を週1回実施しています。また、啓発物品やリーフレットの配布など、うつ病や自殺予防対策に関する啓発や情報提供を行っています。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
健康づくり事業等の推進	出前講座による「元気まる測定」、「筋力トレーニング」「らくらく貯筋体操」、「こころの健康相談」を実施するなど、心身の健康づくりに関する事業を推進します。	健康課 福祉課
健康づくり推進員養成講座	次期生としての健康づくり推進員を養成します。栄養・食生活、運動やこころの健康、市がめざす健康都市、ボランティア等について、また現在の健康づくり推進員との交流、実践活動を通して、健康づくり推進員の役割等を学ぶ機会を提供します。	健康課

【施策成果指標】

指標	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成26年度)
健康づくり教室・元気まる測定への参加者数	3,775人	5,500人

* 元気まる測定

個人の生活習慣行動や生活環境などを問診票でチェックし、健康状態や体力（柔軟性・全身持久力・筋力・平衡性）測定の結果とあわせて、生活習慣改善に係る指導を行い健康づくりの処方せんを提案する事業。

第5章 障がい福祉計画



1 障がい者数の推計

(1) 人口の推計

尾張旭市における推計人口は以下のとおりです。総人口は増加するものの、18歳未満の人口は減少し、65歳以上の高齢者が増加することから、高齢化率が上昇していくことが見込まれます。

■尾張旭市の推計人口（単位：人）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	81,507	81,829	81,869	81,856
18歳未満	14,843	14,749	14,705	14,558
18歳以上	66,664	67,080	67,164	67,298
18～39歳	22,711	21,613	20,696	19,964
40～64歳	27,648	28,031	28,163	28,158
65歳以上	16,305	17,436	18,305	19,176

※平成23年は3月31日現在の実績値

平成24年以降は10月1日の推計値（平成20、21、22年10月1日の住民基本台帳人口を用いた要因法による推計）

(2) 障がい者数の推計

人口に対する手帳所持者数の割合は、以下のようになっています。18歳未満では身体障がい、知的障がいとともに横ばいとなっていますが、18歳以上の年齢層では、精神障がい者で大きく増加しています。

■手帳別の人団に対する割合

区分		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
18歳未満	身体障がい	0.41%	0.42%	0.42%	0.40%
	知的障がい	0.88%	0.82%	0.89%	0.84%
	精神障がい				
18歳以上	身体障がい	2.86%	2.88%	2.97%	3.03%
	知的障がい	0.32%	0.31%	0.34%	0.37%
	精神障がい	0.27%	0.31%	0.37%	0.41%
全体	身体障がい	2.42%	2.44%	2.50%	2.55%
	知的障がい	0.43%	0.40%	0.44%	0.45%
	精神障がい	0.27%	0.31%	0.37%	0.41%

※各年4月1日における割合

以上、人口の推計と人口に対する各手帳所持者数の割合からみた、今後の障がい者数の見込みは以下のようになります。18歳以上の身体障がい者、精神障がい者では増加傾向にあるため、それぞれ直近3か年の平均増加率が継続すると仮定して見込みます。

■障がい者数の推計（単位：人）

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
身体	18 歳未満	59	60	60	60
	18 歳以上	2,022	2,074	2,115	2,158
	合計	2,081	2,134	2,175	2,218
知的	18 歳未満	124	126	126	124
	18 歳以上	244	224	224	225
	合計	368	350	350	349
精神	18 歳以上	274	306	337	368
合計		2,723	2,790	2,862	2,935

※平成 23 年は4月 1 日現在の実績値

2 障がい福祉計画における数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国指針】

○平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が平成 26 年度末に地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定する。

平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、1 割以上削減することを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定する。

※児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。

【県の考え方】

○国における指針に則し、地域生活移行に関する目標値を 30%、入所者の削減率を 10%として設定する。

【尾張旭市における実績および目標】

項目	数値	考え方
平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数 (A)	32 人	○平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
平成 26 年度末の施設入所者数 (B)	28 人	○平成 26 年度末時点の利用人員
【目標値】 削減見込 (A-B)	4 人 (12.5%)	○差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	7 人 (21.9%)	○施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行した者の数

(2) 福祉施設から一般就労への移行

【国指針】

○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を、平成 17 年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定する。

【県の考え方】

○国の指針を踏まえ、第 2 期計画と同様の目標値（平成 17 年度実績の 4 倍）とする。

【尾張旭市における実績および目標】

項目	数値	考え方
平成 17 年度の年間一般就労移行者数	0 人	○平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成 26 年度の一般就労移行者数	10 人 (10.0 倍)	○平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(3) 就労移行支援事業の利用者数

【国指針】

○平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定する。

【尾張旭市における実績および目標】

項目	数値	考え方
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	190 人	○平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】平成 26 年度の就労移行支援事業の利用者数	45 人 (23.7%)	○平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

(4) 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

【国指針】

○平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援（A型）事業を利用するすることを基本として、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定する。

【尾張旭市における実績および目標】

項目	数値	考え方
平成 26 年度末の就労継続支援（A 型）事業の利用者（A）	4 人	○平成 26 年度末において就労継続支援（A 型）事業を利用する者数
平成 26 年度末の就労継続支援（B 型）事業の利用者	37 人	○平成 26 年度末において就労継続支援（B 型）事業を利用する者数
平成 26 年度末の就労継続支援（A 型+B 型）事業の利用者（B）	41 人	○平成 26 年度末において就労継続支援（A 型+B 型）事業を利用する者数
【目標値】平成 26 年度末の就労継続支援（A 型）事業の利用者の割合（A）／（B）	9.8%	○平成 26 年度末において就労継続支援事業を利用する者の中、就労継続支援（A 型）事業を利用する者割合

3 障害福祉サービス

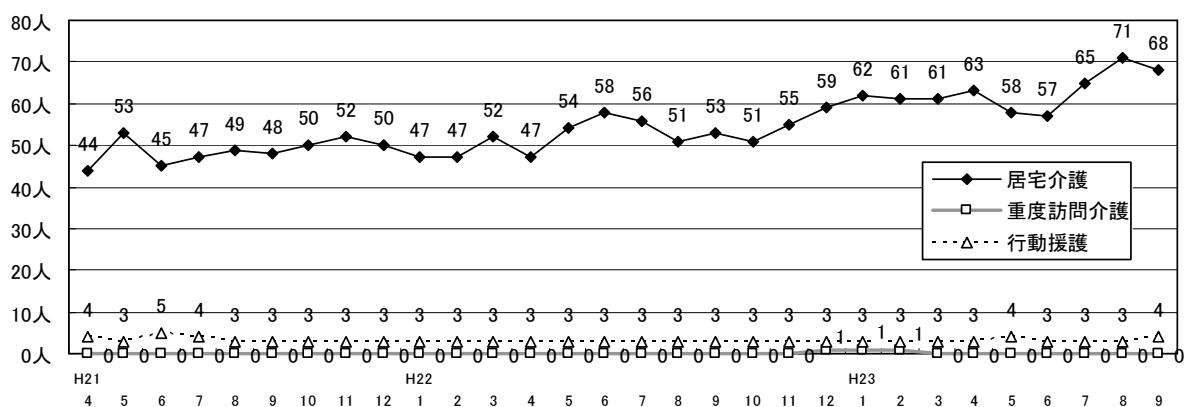
(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がいのある人の居宅等へ訪問し、必要な介護や家事援助等を提供するサービスをいいます。訪問系サービスには「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」の5つの種類があります。

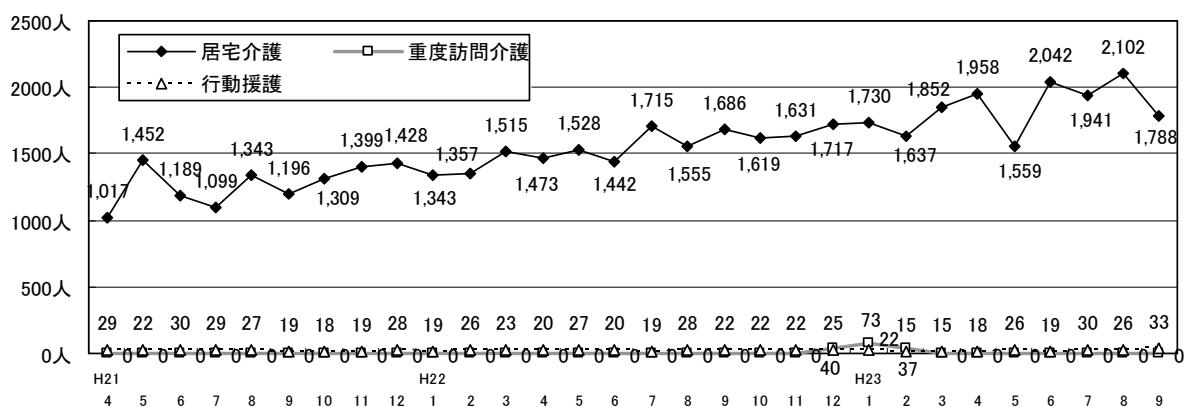
平成21年4月以降の訪問系サービスの利用人数をみると、「居宅介護」は継続して増加していますが、「行動援護」は各月3人前後となっており、変化はありません。「重度訪問介護」はほぼ利用がなく、「重度障害者等包括支援」は、これまで市内で利用実績がない状況です。

また、利用時間数も「居宅介護」では利用人数と同様に増加しています。

■利用人数



■利用時間数



【サービス見込量算定にあたっての考え方】

- 「居宅介護」… 障がい者数の伸びに加え、今後も家族の高齢化などに伴い、利用ニーズが高まることが予想されることなどから継続した増加を見込みます。
- 「重度訪問介護」… 利用実績がほとんどありませんが、サービス提供事業所は確保されていることから、利用が出た場合を想定して毎年1人ずつを見込みます。
- 「同行援護」… 重度の視覚障がい者を対象に、平成23年10月から開始されたサービスです。平成23年度の移動支援事業（地域生活支援事業）の利用者のうち、同行援護サービスの要件に該当する人の実績から見込みます。
- 「行動援護」… 利用実績が横ばいとなっており、今後の利用者数も微増にとどまると思定されるため、毎年1人ずつの増加を見込みます。
- 「重度障害者等包括支援」… 利用実績がなく、平成26年度までの利用がないと見込んでいます。

●サービス見込量（1月あたり）

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問系サービス 合 計	人	52	60	70	96	111	127
	時間	1,301	1,666	1,968	2,400	2,784	3,232
居宅介護	人	49	56	67	78	92	107
	時間	1,277	1,632	1,943	2,215	2,591	3,031
重度訪問介護	人	0	1	0	1	1	1
	時間	0	13	0	50	50	50
同行援護	人				13	13	13
	時間				104	104	104
行動援護	人	3	3	3	4	5	6
	時間	24	21	25	31	39	47
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※平成23年度は平成23年4月～9月までの平均値。

●サービス提供事業所数（尾張旭市内）

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
居宅介護	か所	10	10	10	10	10	10
重度訪問介護	か所	10	10	10	10	10	10
同行援護	か所				6	6	6
行動援護	か所	1	1	1	1	1	1
重度障害者等包括支援	か所	0	0	0	0	0	0

【サービス見込量の確保の方策】

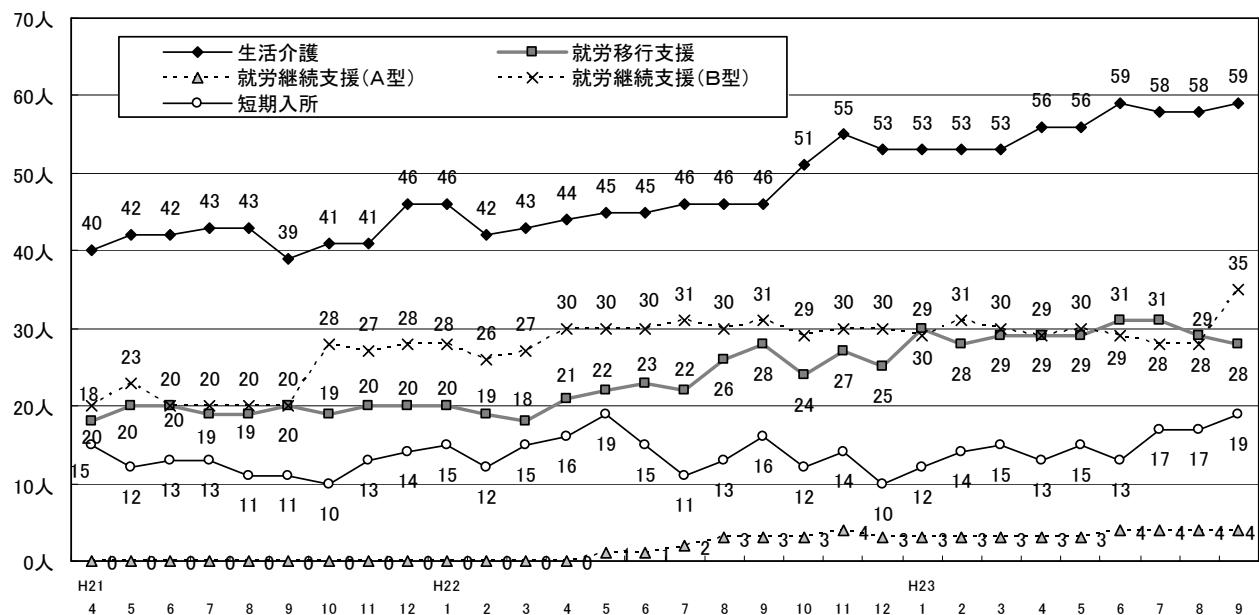
- 広く障がいのある人やその家族にサービス内容などの情報を提供することにより、サービスが必要な人の利用を促進します。
- 介護保険制度で高齢者への訪問系サービスを実施している事業者や、障害福祉サービス提供事業者に対し、情報提供などの新規事業実施にかかる支援を行い、サービス提供体制の確保に努めます。また、県との連携のもとでサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でのサービス基盤の充実をめざします。
- 県等が実施する研修などの情報提供を行い、サービス提供の質の確保に必要な知識、技能を有するヘルパーの養成を支援します。
- 同行援護は新しいサービスであるため、サービスを必要とする人が利用できるよう、サービス内容やサービス提供事業者に関する情報提供を行います。
- 尾張旭市障害者地域自立支援連携会議（専門部会）の開催を通じ、市内事業所間の連携強化や情報共有、訪問系サービスの提供体制の充実・確保に向けての検討を進めます。

(2) 日中活動系サービス

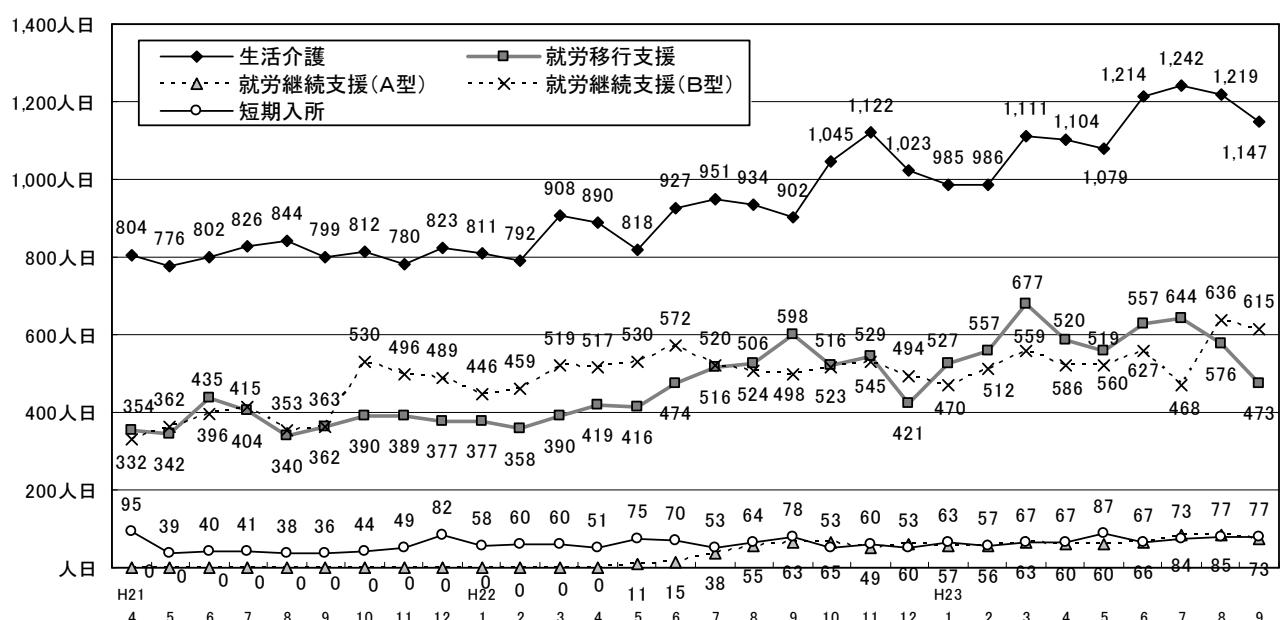
日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

平成21年4月以降の日中活動系サービスの利用者数をみると、「生活介護」が増加しています。このことは旧体系サービスの通所・入所施設から移行が進んだためと考えられます。その他のサービスもゆるやかに増加していますが、「短期入所」はほぼ横ばいとなっています。

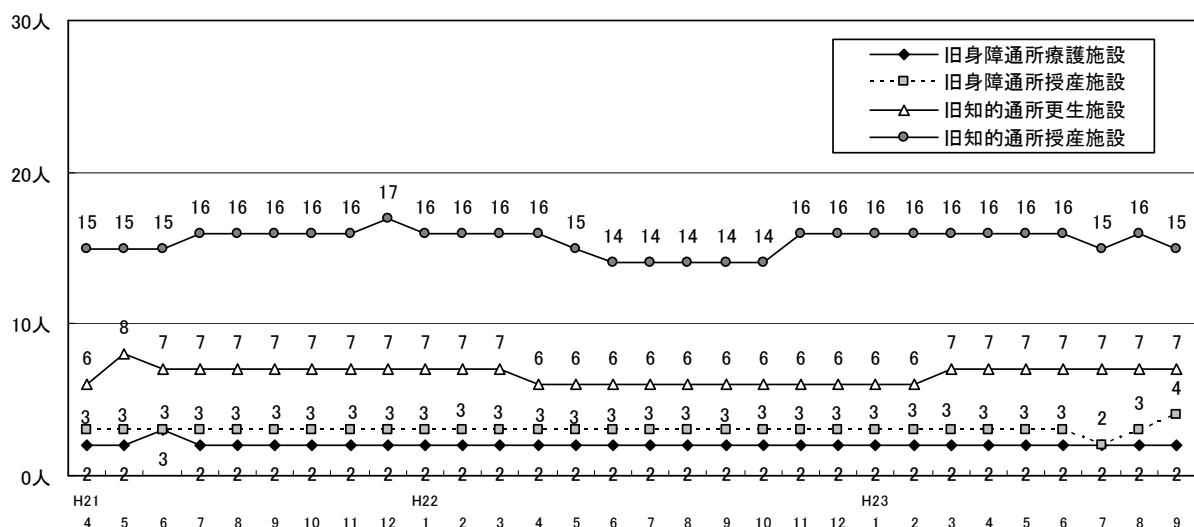
■日中活動系サービスの利用人数の推移



■日中活動系サービスの利用日数の推移



■旧体系サービス・通所施設の利用人数の推移



【サービス見込量算定にあたっての考え方】

- 「生活介護」…旧体系サービスの身体通所更生施設、身体通所療護施設、知的通所更生施設、知的通所授産施設利用者からの移行に伴う増加分と障がい者数の伸びなどから増加を見込みます。
- 「就労移行支援」…障がい者数の伸びや今後の利用意向（アンケート）などから増加を見込みます。
- 「就労継続A型」…近年の利用実績から横ばいで推移すると見込みます。
- 「就労継続支援B型」…旧体系サービスの知的通所授産施設利用者からの移行に伴う増加分と障がい者数の伸びから増加を見込みます。
- 「短期入所」…利用実績は横ばいの傾向が続いているが、アンケートやヒアリングを通して高い利用ニーズがあることを踏まえ、増加を見込みます。
- 「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」…近年利用実績がないため、利用を見込んでいません。
- 「療養介護」…児童福祉法の一部改正により、重症心身障がい児施設が療養介護サービス事業所としての指定を受けることに伴う増加分を見込みます。

●サービス見込量（1月あたり）

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	人	42	49	58	99	101	104
	人日	811	975	1,168	1,980	2,030	2,080
自立訓練（機能訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人	19	25	30	35	40	45
	人日	377	516	578	700	800	900
就労継続支援A型	人	0	2	4	4	4	4
	人日	0	44	71	88	88	88
就労継続支援B型	人	24	30	30	33	35	37
	人日	431	519	553	594	630	666
短期入所	人	13	14	16	17	20	22
	人日	53	62	75	77	90	99
療養介護	人	0	0	0	2	2	2

※平成 23 年度は平成 23 年4月～9月までの平均値。

●サービス提供事業所数（尾張旭市内）

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	か所	2	2	2	3	3	3
自立訓練（機能訓練）	か所	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	か所	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	か所	2	2	3	3	3	3
就労継続支援A型	か所	0	0	0	0	0	0
就労継続支援B型	か所	2	2	3	3	3	3
短期入所	か所	0	0	0	0	1	1
療養介護	か所	0	0	0	0	0	0

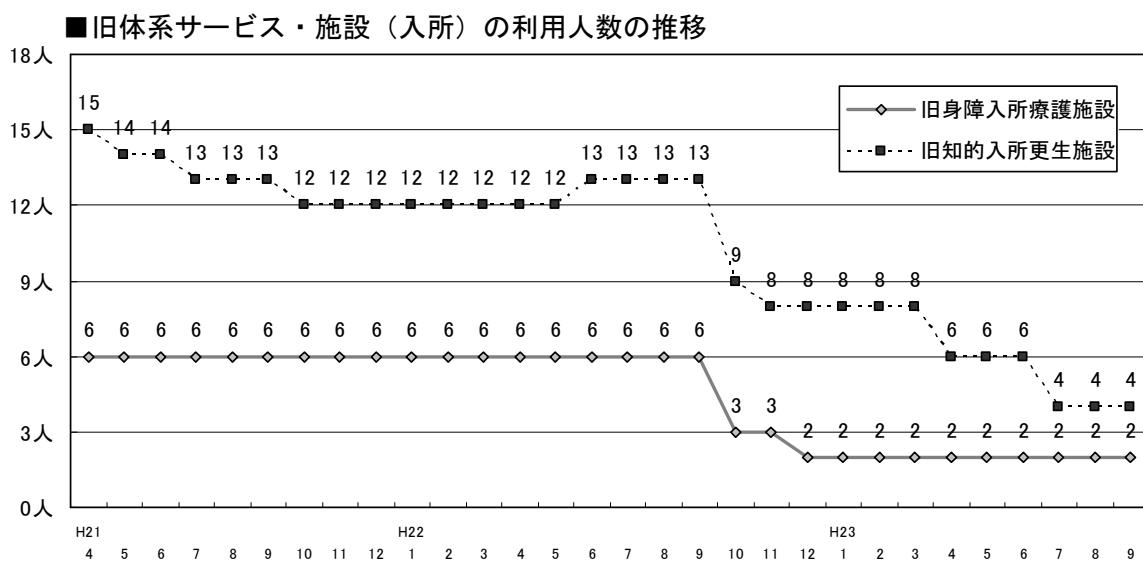
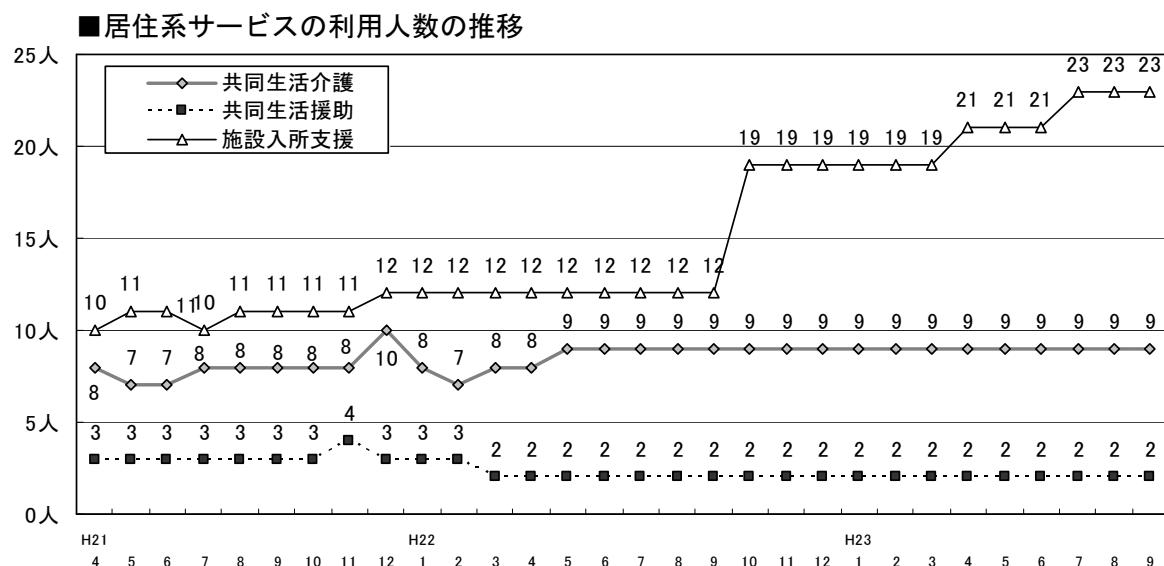
【サービス見込量の確保の方策】

- 広く障がいのある人やその家族に情報提供することにより、サービスが必要な人の利用を促進します。
- 市内の障害福祉サービス提供事業所に対し、情報提供などの新規事業実施にかかる支援を行い、サービス提供体制の確保に努めます。また、県との連携のもとでサービス提供事業者の参入を促進し、身近な地域でのサービス基盤の充実をめざします。
- 県等が実施する研修などの情報提供を行い、サービス提供の質の確保に必要な知識、技能を有するヘルパーの養成を支援します。
- 就労移行支援事業や就労継続支援事業など就労系サービスに関しては、障害者就業・生活支援センターなど地域の関係機関と連携しながら、雇用促進に努めるとともに、事業所への優先発注や市業務の委託を通して工賃の確保にも留意します。
- 市内に提供事業所がないサービスについては、近隣市町との情報共有を図りながら、サービスの確保に努めます。
- 尾張旭市障害者地域自立支援連携会議（専門部会）の開催を通じ、市内事業所間の連携強化や情報共有、日中活動系サービスの充実・確保に向けての検討を進めます。
- アンケートやヒアリングから意見が多かった「緊急時の対応」（短期入所の充実）については、尾張旭市障害者地域自立支援連携会議を中心に、サービス確保に向けての検討を進めます。
- 短期入所については、市内に事業所がないことから、事業所へ整備を働きかけるとともに、設置・運営の支援を行います。

(3) 居住系サービス

居住系サービスとは、入所施設や共同生活を行う住居において、主に夜間に必要な介護や援助を提供するサービスをいいます。

平成 21 年 4 月以降の居住系サービスの利用人数をみると、「共同生活介護（ケアホーム）」「共同生活援助（グループホーム）」は平成 22 年 5 月以降、それぞれ 9 人と 2 人で推移しています。「施設入所支援」は、旧体系サービスの入所施設からの移行が進んだことにより、段階的に増加しています。



■居住系サービスおよび旧体系サービス・施設（入所）の利用人数の推移

利用者（人）	平成 22 年度													平成 23 年度					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
利用者（人）	40	41	42	42	42	42	42	41	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	

【施設入所者の地域移行の見込み】

施設への調査から、施設入所の方が希望される3年後の生活をまとめたところ、以下のような結果となりました。大半の人が「今の施設に入所」を希望しています。

入所者数	今後の希望			
	家族と自宅生活	他の施設に入所	今の施設に入所	不明
27 (回答があったもののみ)	1	1	23	2

※「一人暮らし」「GH」「CH」「病院」などは希望としてあがっていない。

【サービス見込量算定にあたっての考え方】

- 「共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）」… 平成26年度までに「施設入所支援」から1人の移行と、新規の利用意向から増加を見込みます。
- 「施設入所支援」… 上記に伴い、平成26年度に1人の減少を見込みます。

●サービス見込量（1月あたり）

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活介護 (ケアホーム) 共同生活援助 (グループホーム)	人	11	11	11	12	17	18
施設入所支援	人	13	15	23	29	29	28

※平成23年度は平成23年4月～9月までの平均値。

●サービス提供事業所数（尾張旭市内）

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活介護 (ケアホーム) 共同生活援助 (グループホーム)	か所	1	1	2	2	3	3
施設入所支援	か所	0	0	0	0	0	0

【サービス見込量の確保の方策】

- 本人や家族の希望に沿った暮らしの支援ができるよう、入所施設やグループホーム・ケアホーム事業所と連携して、スムーズなサービスの利用を支援します。
- アンケートやヒアリングから意見が多かった「グループホーム・ケアホームの充実」については、尾張旭市障害者地域自立支援連携会議を中心に、サービス充実に向けての検討を進めます。
- 住まいの場の一つとなるグループホームやケアホームの確保に努めます。また、事業所へグループホームやケアホームの整備を働きかけるとともに、設置・運営の支援を行います。

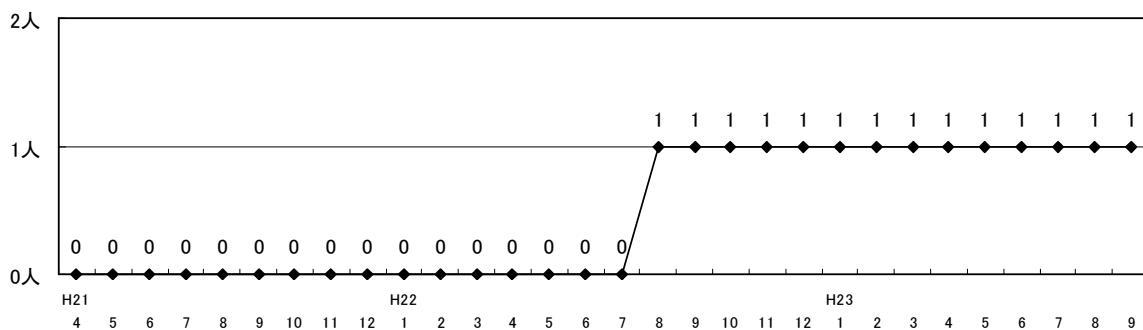
(4) 相談支援

相談支援とは、障がいのある人やその介護者、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、自らサービスの利用調整が困難な人に対するサービス利用計画作成等を行うものです。平成24年度からは新たに、地域生活についての相談支援を行う、地域移行支援・地域定着支援事業が開始されます。

平成21年4月以降のサービス利用計画作成の利用人数をみると、平成22年8月以降、1人の利用で推移しています。

平成22年12月に行われた障害者自立支援法の一部改正では、サービス等利用計画作成の対象者は障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者（児）に拡大されます。

■利用人数



【サービス見込量算定にあたっての考え方】

- 「計画相談支援」…想定される支給決定者数から見込みます。
- 「地域移行支援」…障がい者支援施設入所者や精神科病院に入院している障がい者が地域で生活するための支援を行う事業であり、平成24年度、25年度に1人、平成26年度に2人を見込みます。
- 「地域定着支援」…居宅で生活している障がいのある人で、家庭の事情などにより家族による支援を受けられない人を対象に、緊急の事態等に相談や訪問等を行う事業であり、各年度3人を見込みます。

●サービス見込量（1月あたり）

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	人	0	1	1	16	36	59
地域移行支援	人				1	1	2
地域定着支援	人				3	3	3

【サービス見込量の確保の方策】

- 指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業者の確保に努め、適切なサービス利用計画等の作成がなされる体制を整備します。
- サービス等利用計画の作成にあたっては、利用者への制度周知を図り、適切なケアマネジメントとサービス利用がなされるよう努めます。
- 地域移行支援・地域定着支援の実施主体として、また、地域の相談支援事業者に対する助言、人材育成等、相談支援にかかわる主導的役割が期待されている基幹相談支援センターの設置により、これらサービスがスムーズに提供できる体制整備を進めます。

4 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

●サービス見込量

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
一般相談支援事業	か所	2	2	2	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無				無	無	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の 有無	有	有	無	無	無	無
		無	無	無	無	無	無

(2) 成年後見制度利用支援事業

●サービス見込量

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	0	0	2	2	2

(3) コミュニケーション支援事業

●サービス見込量

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
手話通訳者派遣事業	人/年	8	8	8	8	8	8
要約筆記者派遣事業	人/年	2	1	1	2	2	2
手話通訳者設置事業	人	0	0	1	1	1	1

(4) 日常生活用具給付等事業

●サービス見込量

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護・訓練支援用具	件/年	8	8	5	8	8	8
自立生活支援用具		19	16	18	18	18	18
在宅療養等支援用具		14	14	25	20	20	20
情報・意思疎通支援用具		9	7	15	10	10	10
排泄管理支援用具		808	998	1,200	1,400	1,600	1,800
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)		0	4	5	5	5	5

(5) 移動支援事業

【サービス見込量算定にあたっての考え方】

- 「移動支援事業」… 近年利用者数が増加しており、今後も障がい者数の伸びに伴い利用ニーズが高まることが予想されるため、継続した増加を見込みます。(平成23年10月からの障害福祉サービス「同行援護」への移行者の減員分を見込んでいます。)

●サービス見込量（1月あたり）

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
移動支援事業	人	50	63	69	72	84	97
	時間	875	1,043	1,153	1,218	1,418	1,650

※平成23年度は平成23年4月～8月までの平均値。

●サービス提供事業所数（尾張旭市内）

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
移動支援事業	か所	6	6	6	6	6	6

(6) 地域活動支援センター事業

【サービス見込量算定にあたっての考え方】

- 「地域活動支援センター事業」… 小規模作業所利用者からの移行に伴う増加分と障がい者数の伸びから増加を見込みます。

●サービス見込量（1月あたり）

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域活動支援センター事業	人	18	20	28	36	37	38
	日	181	194	264	349	357	366

※平成23年度は平成23年4月～8月までの平均値。

●サービス提供事業所数（尾張旭市内）

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
地域活動支援センター	か所	1	1	1	2	2	2

(7) その他の事業

ア 訪問入浴サービス事業

●サービス見込量

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問入浴サービス事業	人	6	8	9	10	11	12

イ 日中一時支援事業

【サービス見込量算定にあたっての考え方】

- 「日中一時支援事業」… 近年利用者数が増加しており、アンケートからも利用ニーズが高いことから、継続して増加を見込みます。

●サービス見込量（1月あたり）

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
日中一時支援事業	人	78	85	90	100	107	115
	日	536	608	706	730	783	840

※平成23年度は平成23年4月～8月までの平均値。

●サービス提供事業所数（尾張旭市内）

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業	か所	5	5	5	6	6	6

ウ 社会参加促進事業

●サービス見込量

サービス種別	単位	実績			見込		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	講座/年	8	8	8	8	8	8
	受講者/年	260	233	260	260	260	260
点字・声の広報等発行事業	種類/年	3	3	3	3	3	3
	発行数/年	32	32	32	32	32	32
奉仕員養成研修事業	講座/年	3	3	3	3	3	3
	受講者/年	33	24	32	30	30	30
自動車改造助成事業	件	1	4	3	3	3	3
自動車運転免許取得助成事業	件	1	0	1	1	1	1

【地域生活支援事業の見込み量の確保の方策】

- 地域生活支援事業の各サービスの内容について、市ホームページ、市広報誌、「福祉のしおり」（ガイドブック）などを通じて周知を図ります。
- 「相談支援事業」… 一般相談支援事業としての相談業務のほか、「尾張東部障がい者就業・生活支援センター アクト」や「尾張東部成年後見センター」など各相談機関との連携により、相談支援体制の充実・強化を図ります。
- 「成年後見制度利用支援事業」… 「尾張東部成年後見センター」と連携し、成年後見制度の周知・啓発と制度の利用支援を図ります。
- 「コミュニケーション支援事業」… 今後とも現状の体制を確保します。手話通訳者派遣事業にあわせ、要約筆記者派遣事業を行うことにより、手話を使用しない人への対応も含めた情報バリアフリーの環境づくりに努めます。
また、手話通訳者設置事業は、平成 23 年度からの新規事業であり、事業の周知に努め、利用の促進を図ります。
- 「日常生活用具給付等事業」… 事業の周知に努め、適切な給付と利用の促進を図るとともに、需要動向をみながら財源の確保に努めます。
- 「移動支援事業」、「日中一時支援事業」… 障がいのある人の多様な活動、社会参加、自己実現を支える重要な福祉サービスとして、今後も継続して支援をします。
- 「地域活動支援センター事業」… 障がいのある人が創作活動や生産活動を通じ、生きがいや社会との交流を支える重要な福祉サービスとして、今後も継続して支援をします。

- 「訪問入浴サービス事業」… 利用対象者は限られていますが、自宅で暮らす障がいのある人の心身状況と生活の質の維持に不可欠な福祉サービスとして今後も継続して事業を実施します。
- 「社会参加促進事業」… サービスの内容や対象者などについて、広く市民に周知し、利用の促進を図ります。
奉仕員養成研修事業は、今後も継続して手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成講座を開催し、コミュニケーション支援者として期待されるボランティア等のスキル向上や人材確保に努めます。

5 その他のサービス(児童福祉法に基づくサービス)

平成24年4月1日から新たに、児童福祉法を根拠法として、障がいのある児童への支援の強化が行われます。以下の新たなサービスについては、事業者との連携により、サービス提供体制の充実に努めます。

①児童発達支援 …身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童（発達障がい児を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」があります。

【児童発達支援センター】

施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言をあわせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設です。

【児童発達支援事業】

通所利用の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。

②医療型児童発達支援

…身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童（発達障がい児を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの児童発達支援に加え、治療を行います。

③放課後等デイサービス

…学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。

④保育所等訪問支援

…保育所等を現在利用中の障がいのある児童、または今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人および当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

第6章 計画の推進体制



1 計画の推進体制

(1) 庁内連携体制の整備

障がい者福祉に関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など広範囲にわたっているため、福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携をとりながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

(2) 国や県、近隣市町との連携

計画を推進するにあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国・県からの情報収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。

また、圏域単位等で行う担当者会議を通じ、近隣市町との連携や情報交換を行い、サービスの確保に努めます。

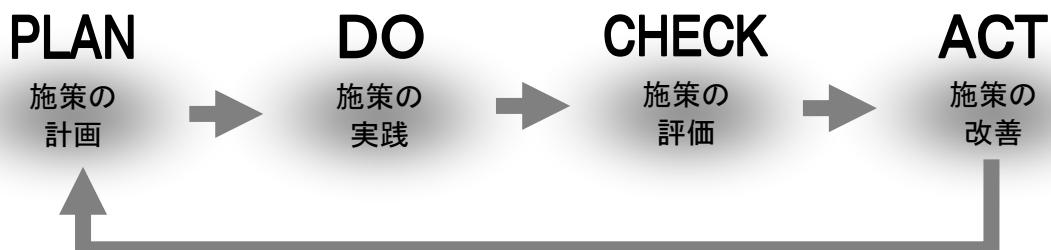
(3) 関係団体、市民との連携

地域における保健・福祉を充実するためには、行政だけではなく、当事者団体やボランティア団体などによる支援や協力が大変重要となります。そのため、障がい者を対象としたボランティア団体の育成に努めるとともに、当事者団体と行政との連携を強化し、市民と行政の協力体制を築いていきます。

(4) 計画の進行管理

本計画で掲げた施策においては、福祉課を中心に、担当課において施策および進捗状況の点検を行うとともに、数値目標の管理を行います。

また、尾張旭市障害者地域自立支援連携会議の定期的な開催にあわせ、本計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより計画の進行管理を行います。



2 障害福祉サービスの円滑な提供のための推進体制

(1) サービス提供事業者の育成・確保

サービス提供事業所へ情報提供等を行うことにより、事業への新規参入を促進するとともに、利用者が事業者選択に活用できるよう、事業所情報の提供を行います。さらに、多様な障がい特性に対応できるノウハウの共有化に向け、事業所間の情報交流などの連携体制を図ります。

(2) 地域自立支援連携会議の活用・機能強化

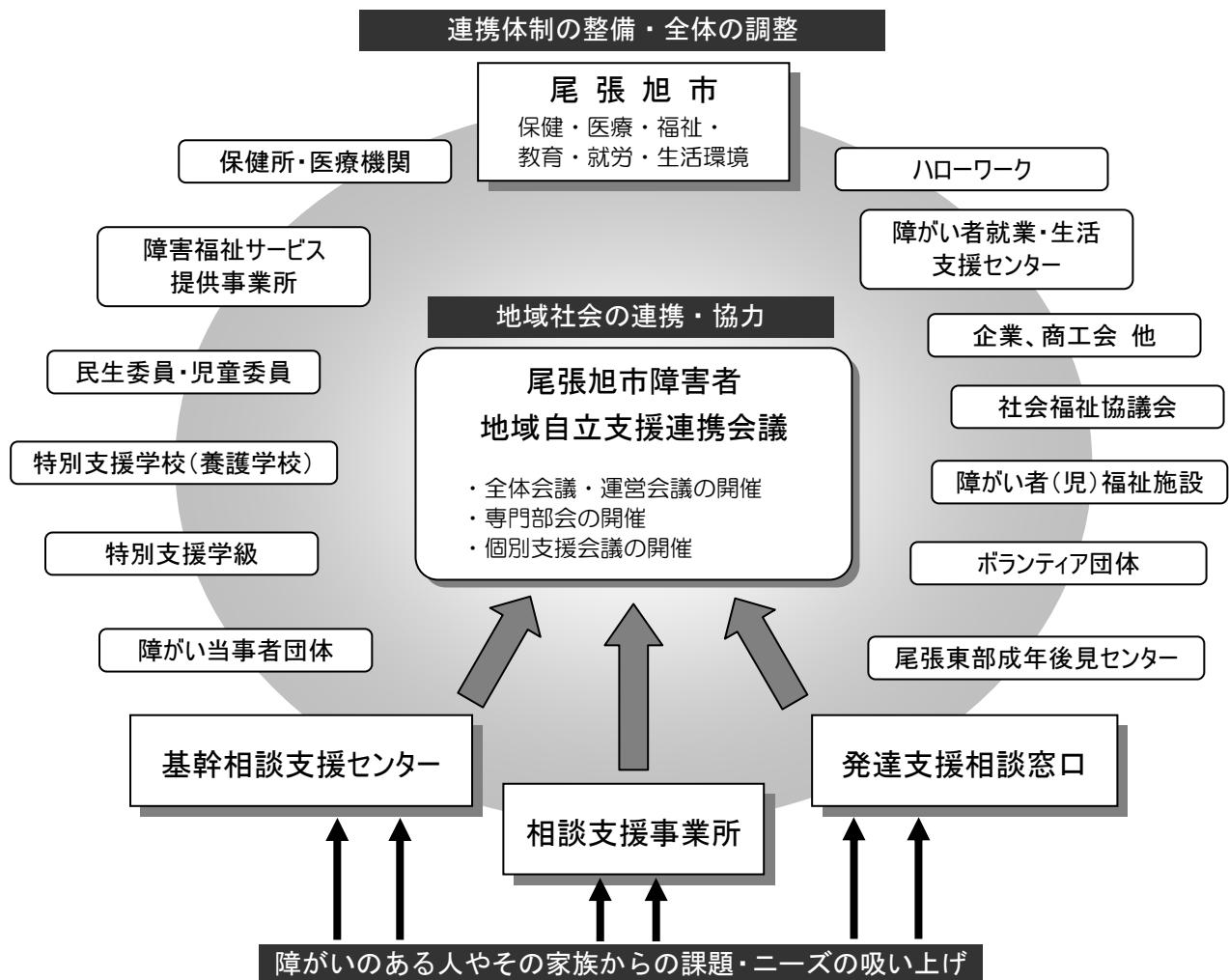
障害者自立支援法における相談支援事業等を効果的に実施するとともに、各種関係機関の有する情報やノウハウの共有化を図り、本市の実情に応じたサービスの利用支援や相談支援のネットワーク構築を図るため、尾張旭市障害者地域自立支援連携会議の機能を活かし、連携を強化します。

また、尾張旭市障害者地域自立支援連携会議の定期的な開催と円滑な運営に向け、基幹相談支援センターの体制づくりに努めます。

【主な取り組み】

施策	内容	所管
全体会議・運営会議の開催	障がい者団体、サービス提供事業者、保健・医療関係者、雇用機関関係者、相談支援事業者、行政機関などで構成する自立支援連携会議（全体会議）を開催します。 この会議では、情報の共有化や困難事例の最終検討、障がい者施策の提案などを行います。 また、運営会議では全体会議の開催前に課題の整理や調整を行うほか、専門部会の立ち上げなど会議全般の庶務的事項の整理を行います。	福祉課
専門部会の開催	全体会議構成員や各関係機関の実務担当者など専門内容に応じた構成とし、各種施策やサービスの問題について調査検討を行います。	福祉課
個別支援会議の開催	困難ケースごとに個別支援会議を実施し、問題解決にあたるとともに、関係機関の連携強化、支援者の育成・スキルアップをめざします。	福祉課

■尾張旭市障害者地域自立支援連携会議のネットワークイメージ



資料編



1 策定の経過

年月日	内容
平成 22 年 9月～10月	関係団体・事業所・ボランティア団体へのヒアリング、アンケート調査（■調査団体・事業所は下記参照）
11月 12日	第1回 尾張旭市第3期障害者計画・障害福祉計画策定会議の開催
12月 1日～12月 22日	「障がい者福祉についての市民意識調査」の実施
平成 23 年 5月	「障がい者計画」に係る庁内関係各課への調査の実施
7月 21日	第2回 尾張旭市第3期障害者計画・障害福祉計画策定会議の開催
9月 5日～9月 16日	「障害福祉サービスの提供事業者調査」の実施
9月 30日	尾張旭市障害者地域自立支援連携会議（専門部会）の開催
11月 21日	第3回 尾張旭市第3期障害者計画・障害福祉計画策定会議の開催
12月 15日～平成 24 年 1月 16日	パブリックコメントの実施（7通：25件）
2月 22日	第4回 尾張旭市第3期障害者計画・障害福祉計画策定会議の開催

■ヒアリング、アンケート調査（関係団体・サービス事業所・ボランティア団体（順不同））

【関係団体】

尾張旭市身体障害者福祉協議会、尾張旭市手をつなぐ親の会、尾張旭市精神障がい者家族会こころねっと、さくらの会、ドリーム会、尾張旭障がい児者家族ネットワークウィッシュ、障害者と共に働く場所つくりを進める会

【サービス事業所】

多機能型支援施設くすの木、多機能型支援施設ひまわり、介護事業所正ちゃん家、訪問介護すずらん、わかばヘルパーステーション、就労移行支援事業所ジョブウェル、尾張旭市社会福祉協議会指定訪問介護事業所、指定児童デイサービス楽田 RAKUDA、ケアーサポート訪問介護事業所、訪問介護あんず、生活介護事業所ちーとい、ひまわりホームⅡ、ピンポンパン教室、地域共同作業所ミロアール、尾張旭市障害者デイサービスセンター、えとせとら、麦の里、まゆ、ふたば園、アニモの家

【ボランティア団体】

音訳グループあけぼの会、点訳グループあかね会、手話グループ手と手の会、手話サークルあさひ、要約筆記OHPひまわり、尾張旭市地域福祉を考える会ぬくもり、在宅看護支援の会サポート

2 策定会議

(1) 策定会議開催要綱

(趣旨)

第1条 尾張旭市第3期障害者計画・障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、幅広い視点から専門的な意見を聴取するため、尾張旭市第3期障害者計画・障害福祉計画策定会議（以下「策定会議」という。）の開催について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、計画の策定に関し、必要な事項を調査・検討する。

(構成)

第3条 策定会議は、15人以内の構成員をもって組織し、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体
- (3) 障害者団体
- (4) 障害関係事業所
- (5) 関係行政機関
- (6) 公募者
- (7) その他、市長が必要と認める者

(座長)

第4条 策定会議に座長を置き、座長は構成員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議は、座長が招集する。

2 策定会議は、必要に応じて関係者、関係団体等の意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 策定会議に関する庶務は、健康福祉部福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月21日から施行する。

(2) 構成員名簿

敬称略

構 成	氏 名	所属する団体等
学識経験者	丹 羽 典 彦	日本福祉大学 非常勤講師 (座長)
福祉関係団体	星 原 淳 一	尾張旭市社会福祉協議会
障がい者団体	斎 場 正 規	尾張旭市身体障害者福祉協議会
//	坂 尾 宣 雄 熊 木 邦 子 (H23.6~)	尾張旭市手をつなぐ親の会
//	松 本 純 子	障がい者とともに生きる会
障がい関係事業所	古 川 雅 浩	多機能型支援施設 くすの木
//	榎 本 博 文 河内屋 保 則 (H23.6~)	多機能型支援施設 ひまわり (職務代理者)
//	安 藤 由布士	地域共同作業所 ミロアール
//	柴 田 康 晴	指定児童デイサービス 楽田RAKUDA
関係行政機関	安 藤 誠 治 三 好 順 子 (H23.6~)	瀬戸保健所
//	上 條 賢 二 岡 田 瞳	瀬戸公共職業安定所
公募者	若 杉 美 紀	公募構成員
//	椎 葉 隼 人	公募構成員

3 用語解説

【ア行】

尾張東部成年後見センター	尾張東部5市1町（瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町）が、成年後見制度の利用促進を図るために共同で設置したセンターです。成年後見制度についての相談や、申立ての支援などを行います。
--------------	---

【カ行】

基幹相談支援センター	平成22年12月の障害者自立支援法の改正によって創設された、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行うセンターです。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談、情報提供、助言や、地域の相談支援事業者間の連絡調整などを行います。
高次脳機能障がい	脳の損傷により生じる認知機能の障がいです。交通事故等による頭部外傷や脳血管障がい（くも膜下出血等の脳出血、脳梗塞）などによる後遺症のため、記憶障がいや注意障がい、感情障がいなどの様々な症状があらわれます。

【サ行】

災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々のことをいいます。災害時要援護者には、高齢者、障がいのある人のほか、外国人、乳幼児、妊婦などがあげられます。
児童発達支援	身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童（発達障がい児を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。児童発達支援には、児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」があります。
障害者虐待防止法 (障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)	障がい者虐待の防止や虐待を受けた障がいのある人の保護等を図るために法律であり、平成23年6月に成立し、平成24年10月に施行されます。法律では、障がい者の虐待の防止にかかる国や自治体の責務が定められており、市町村には障がい者虐待の通報窓口や相談等を行う市町村障害者虐待防止センターの機能が求められています。
障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）	2006年（平成18年）12月に国連総会で採択されました。雇用、教育、保健・医療、法的権利行使等のあらゆる面における格差をなくすため、国連加盟国に対し、市民的・政治的権利、教育を受ける権利、保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど障がい者保護への取り組みを求めていました。日本は2007年（平成19年）9月に署名しましたが、まだ批准に至っていません。

障害者差別禁止法 (障害を理由とする 差別の禁止に関する 法律)	障がいのある人への差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とする法律で、平成25年の成立をめざし議論がされています。
障がい者就業・生活支援センター	在職中、もしくは就職を希望している障がいのある人が抱える課題に応じ、就業面および生活面の一体的な支援を行うセンターです。雇用および福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して支援します。
障害者自立支援法	<p>身体、知的、精神といった障がいの種類ごとに分かれていた福祉サービスを一元化するとともに、障がいのある人がその特性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する法律で、平成18年4月に施行されました。平成22年12月には、以下のような法律の一部改正が行われました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者負担の見直し（応能負担を原則にするなど） ②障がい者の範囲の見直し（発達障がいが障害者自立支援法の対象となることを明確化） ③相談支援の充実（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化など） ④障がい児支援の強化（児童福祉法を基本として身近な地域での支援の充実、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設など） ⑤地域における自立した生活のための支援の充実（グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設、重度の視覚障がい者の移動を支援するサービス（同行援護）の創設など）
障害福祉サービス	障がいのある人一人ひとりの障がい程度や社会活動、介護者・居住等の状況を踏まえ、個別に支給決定が行われる福祉サービスのことです。介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられます。
ジョブコーチ（職場適応援助者）	障がいのある人が職場に適応でき、定着できるよう、就職の前後を通じて職場等に出向いて直接支援を行うほか、事業主等に対しても必要な助言をする職場適応援助者のことです。
自立支援医療	<p>心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。自立支援医療には次のものがあります。</p> <p>精神通院医療：精神障がいのある人の通院医療費を支給します。 更生医療：身体障がいのある人の治療にかかる医療費を支給します。 育成医療：障がいのある児童の治療にかかる医療費を支給します。</p>
成年後見制度	契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようになるなど、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。

【タ行】

地域生活支援事業	市町村または都道府県が行う障がい者等の自立支援のための事業です。事業の内容は相談支援、成年後見制度利用支援、移動支援、日常生活用具の給付、コミュニケーション支援等があります。
通級指導教室	通常学級に在籍している特別な支援が必要な児童生徒に対して個別指導する制度です。
特別支援学級	小学校や中学校に、教育上特別な支援を必要とする児童および生徒のために置かれた学級のことです。
特別支援学校	障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校のことです。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。
特別支援教育コーディネーター	各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員のことです。
トライアル雇用（障害者試行雇用事業）	障がい者雇用機会創出事業のひとつです。障がいのある人に対する知識や雇用経験が浅い事業所を中心に、試行期間として雇っていただき、障がい者雇用の機会を拡大していくこうとするものです。期間は原則として3か月間です。

【ナ行】

日常生活用具	重度の障がい児（者）の人が、日常生活を送るうえで必要とする用具です。給付品目には次のものがあります。 <ul style="list-style-type: none">○介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マットなど）○自立生活支援用具（入浴補助用具、便器、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具など）○在宅療養等支援用具（透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器など）○情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器など）○排泄管理支援用具（ストマ装具、収尿器など）○居宅生活動作補助用具（住宅改修）
--------	---

【ハ行】

発達障がい	<p>発達障がいには次のような症状があります。</p> <p>アスペルガー症候群：知的障がいを伴わない自閉症のことで、対人関係やコミュニケーションの障がい、こだわり行動などに特徴がある障がいです。</p> <p>広汎性発達障がい（PDD）：自閉性障がいに対する総称的な呼称です。自閉症の診断基準をすべて十分満たすものから、その症状が非定型であったり、程度が弱いものまでを広く包含した概念です。</p> <p>注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）：勉強や仕事等に細かい注意を払うことができずに誤りを起こすことが多かったり、よく物をなくしたり、話しかけられても聞いていないことが多いったり、順番を待つことやじっと座っていることが苦手、といった特徴を持った障がいです。</p> <p>学習障がい（LD）：全般的な知的発達に遅れはありませんが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推理や推論するなどの特定の能力の習得と活用に著しい困難を示す障がいです。</p>
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。もともとは住宅建築用語で登場したもので、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いのですが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理（意識）的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。
法定雇用率	常用労働者数 56 人以上規模の企業等に対して、その雇用している労働者に占める身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の割合が一定以上であるよう法律で定めた値です。企業では 1.8%、官公庁では 2.1% を超えるよう定められています。

【ヤ行】

ユニバーサルデザイン	高齢者や障がいのある人のみならず、可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすることです。
------------	--

【障害福祉サービス】

訪問系サービス

居宅介護	ホームヘルパーが自宅に訪問して入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由のため常に介護を必要とする障がいのある人に対して自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的、精神障がいにより行動が困難な障がいのある人に対して行動するときの危険を回避するため、見守りや外出の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い障がいのある人に対して居宅介護など、複数のサービスを包括的に行います。

日中活動系サービス

生活介護	日中、常に介護を必要とする障がいのある人に対して入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を一定の期間行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する障がいのある人に対して就労に必要な知識および能力向上のために必要な訓練を一定の期間行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などの就労が困難な障がいのある人に対して働く場を提供するとともに、知識および能力向上のために必要な訓練を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がいのある人に対して医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。

居住系サービス

共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がいのある人に対して入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。

相談支援

計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人やひとり暮らしへと移行した障がいのある人などが、安定的に地域生活を営めるよう、緊急の事態等への対応や相談などを行います。

地域生活支援事業

移動支援事業	単独で外出することが困難な障がい児（者）に対して外出の際、ヘルパーが付き添い移動の支援を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対して創作的活動または生産活動などを提供し、地域生活の支援を行います。
訪問入浴サービス事業	家庭内の入浴が困難な障がいのある人を訪問し、移動入浴車で入浴の介助を行います。
日中一時支援事業	一時的な見守りなどの支援が必要と認められる障がい児（者）に対して日中における活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を行います。

尾張旭市第3期障がい者計画・障がい福祉計画

平成24～26年度

発行：尾張旭市
編集：尾張旭市健康福祉部福祉課

住所：〒488-8666
愛知県尾張旭市東大道町原田 2600-1
TEL：0561-53-2111（代表）
FAX：0561-52-3749

発行年月：平成24年 3月



尾張旭市

第3期障がい者計画・障がい福祉計画